

っ<sup>どもまんな</sup>あ こども家庭庁 社会保障審議会障害者部会

第151回(R7.10.20)

参考資料1

社会保障審議会障害者部会

第150回(R7.10.1)

資料 1

# 令和9年度に向けた障害福祉計画及び 障害児福祉計画に係る基本方針の見直し

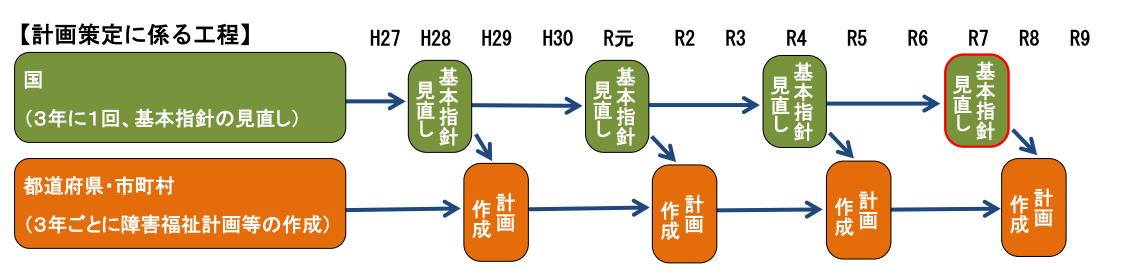
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 障害福祉課 こども家庭庁支援局障害児支援課

## 障害福祉計画及び障害児福祉計画について(概要)

第148回障害者部会(R7.7.24) 資料1より抜粋

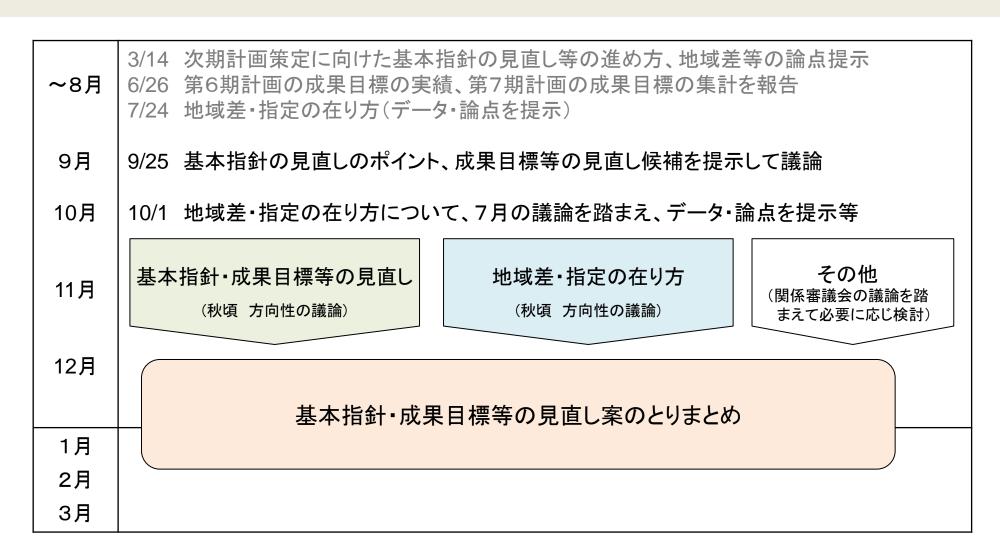
#### 基本指針について

- ・基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- ・また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- ・障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成
- ・第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画(令和9~11年度)を作成するための基本指針は令和7年度内の告示を想定。



※ 障害福祉計画等は、3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の 影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

- 基本指針・成果目標等の見直しと、地域差・指定の在り方について、並行して検討を進める。
- ・10月までの議論を踏まえて秋頃に方向性を提示、年末以降、基本指針・成果目標等の見直し案を取りまとめる。



## 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る

## 基本指針の策定について(論点)

第148回障害者部会(R7.7.24) 資料1より抜粋

- 次期計画の策定に向けて、現行計画の進捗状況やサービス利用の動向等も踏まえつつ、 障害者が希望する地域生活を実現するとともに、新規参入が増加する中で、多様化する利用者のニーズに応じて サービスの質の確保・向上やインクルージョンの推進を図る観点から、
  - 計画で定める目標設定の在り方
  - ・ 地域の実情に即した実効性のある計画の策定(障害福祉サービスデータベースの活用等) 等について検討を進めてはどうか。
- 〇 また、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(令和5年12月22日閣議決定)や経済・財政 新生計画改革実行プログラム2024(令和6年12月26日経済財政諮問会議)において、次期障害福祉計画・障害児 支援計画に向けて、以下の点について検討を行うこととされており、こうした点も併せて、検討を進めてはどうか。
  - ・ 障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策
  - 都道府県知事が行う事業所指定の際に市町村が意見を申し出る仕組みの推進
  - ・ 共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況も踏まえた事業所指定の在り方
  - ・ 利用者の状況に応じた適切な給付決定のための取組

#### <今後のスケジュール(想定)>

令和7年度 障害者部会・障害児支援部会において基本指針のご議論(数回程度。年末を目途にとりまとめて年度内の告示を想定。)

令和8年度 自治体においてニーズ調査及び計画策定等の実施

令和9年度 計画実施(~令和11年度)

# 1 障害福祉分野における 地域差について

#### 地域差の是正・指定の在り方に係る主な論点

#### 1 地域差の是正に向けた対応について

○ 地域差の現状を踏まえた上で、下記の「2 サービス見込み量と事業者指定(いわゆる総量規制等)の在り方について」「3 指定に当たっての市町村からの意見申出制度の在り方について」も併せて、地域差の是正にあたり、どのような対応が必要となるか。

#### 2 サービス見込量と事業者指定(いわゆる総量規制等)の在り方について

- 総量規制は、障害福祉サービス等の供給が地域のニーズに対して過剰なものとならないよう設けられている 仕組みであるが、現在は本制度の対象にはなっていないが、サービス供給量の伸びが大きく、多くの都道府県 において見込み量を超えた供給量となっている共同生活援助(グループホーム)に係る総量規制の取扱いにつ いて、どのように考えるか。
- 見込み量の設定は本制度の実施を判断するにあたって重要な指標となるが、地域差の是正の観点も踏まえ、 どのように設定するべきか。
- 事業者の指定権限を有する自治体(都道府県、政令市、中核市、事業者指定権限を有する一般市町村)において、実際に総量規制を実施している自治体は1割程度にとどまる。本制度は障害福祉計画の実効性の確保に 資するものであるが、地域差是正の観点も踏まえ、その活用を促進することについてどのように考えるか。

#### 3 指定に当たっての市町村からの意見申出制度の在り方について

○ 市町村が障害福祉計画に記載した地域のニーズに即したサービス提供体制の確保が図られるよう、本制度の 活用促進に向けて、運用フロー例や活用事例、様式例などを示したところ。更なる制度の活用促進に向けて、 どのような方策が考えられるか。

#### 4 サービスの質の確保のための方策について

- 障害福祉サービスの実績や経験の少ない事業者が増えていることなどが指摘される中、そのような事業者の サービスの質をどのように担保するか。
- 都道府県等が実施する運営指導・監査について、令和7年度からの見直しの状況も踏まえた上で、さらにど のような取組をするべきか。

#### 地域差の是正に係る主なご意見

#### (7/24 第148回 障害者部会)

- 〇 市町村ごとのデータも示して欲しい。より大きなばらつきがあるのかどうかを確認したい。
- 中山間過疎地、地方都市、大都市といったモデルを作っていくことは重要。
- 事業所数が増えている要因について、ニーズが高まっていることによるか否かも含めて分析が必要。
- 地域差を見るに当たっての指標について共通認識を持つことは重要。
- 地域におけるサービス提供体制との関係(事業所数・定員数と利用者数の相関等)を分析する必要。
- 人口減少や利用者の年齢層、あるいは障害種別などを考慮したより現実的な見込量の推計方法が必要。
- 地域の人口構成など、様々なサービスの充足度など、いろんな背景があった上なので、地域差もあるので、人口辺りの利用者割合では議論をミスリードするおそれもある。
- 資料では前年度比を示しているが、特定年度の一時的な要因の影響を受けるため、せめて複数年度の平均での変化を見る、人口動態の変化を見るなどしておくべきではないか。
- サービスの見込量の内容の精査が重要。利益優先の事業運営を招いた過去の不適切事案の背景に、事業 所指定の在り方についての課題があるのではないか。

前回のご意見を踏まえ、今回は以下の資料を作成(次ページ以降参照)

サービス別・市町村別(障害福祉圏域別)の利用者数割合や伸び率(2021年度と2023年度比較を含む)

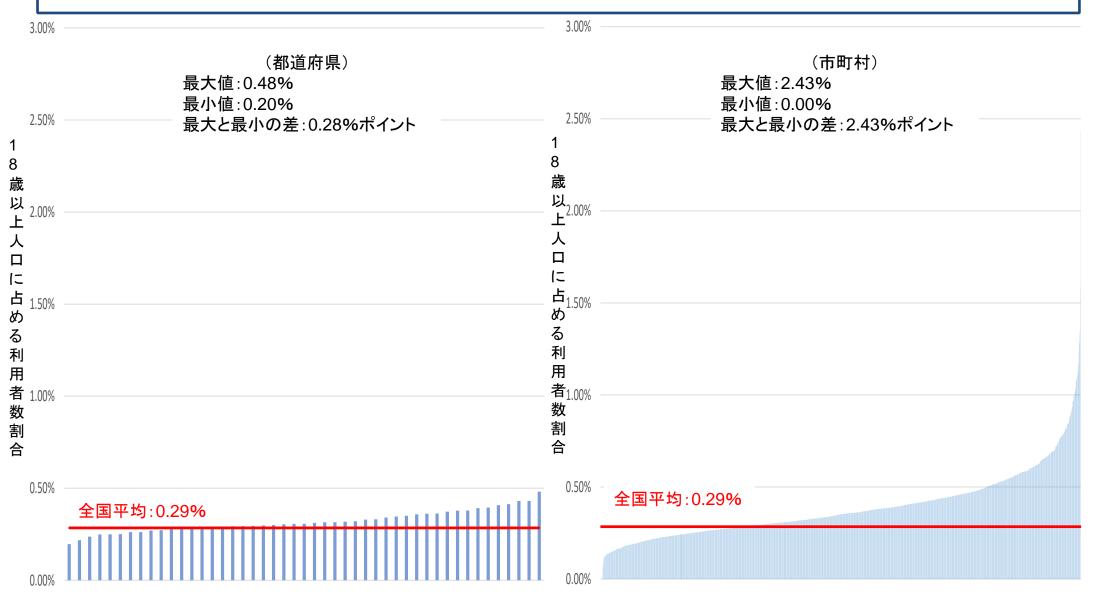
## サービス別・**都道府県別市町村(※)別**の利用者数割合と 伸び率**(2021年度と2023年度比較を含む)**

(※)特別区を含む1,741市町村を対象に集計したものである。

ただし、2024年度平均の対前年度比については、2023年度の利用者数が0である市町村、2021年度の利用者数と2023年度の利用者数との比較については、2021年度の利用者数が0である市町村は集計の対象外としている。

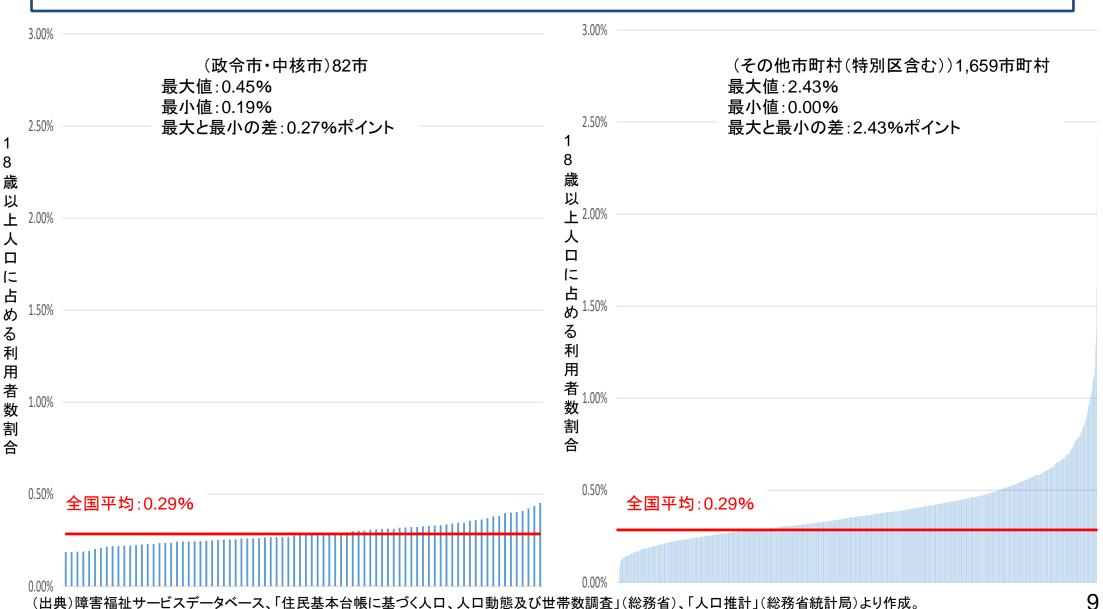
# 障害福祉分野における地域差(生活介護・<u>都道府県別市町村別</u>18歳以上人口に占める利用者数割合)<2024年度平均>

都道府県別市町村別18歳以上人口に占める生活介護の2024年度の利用者数割合をみると、市町村別の最大と最小の差は、都道府県別の約9倍ある。



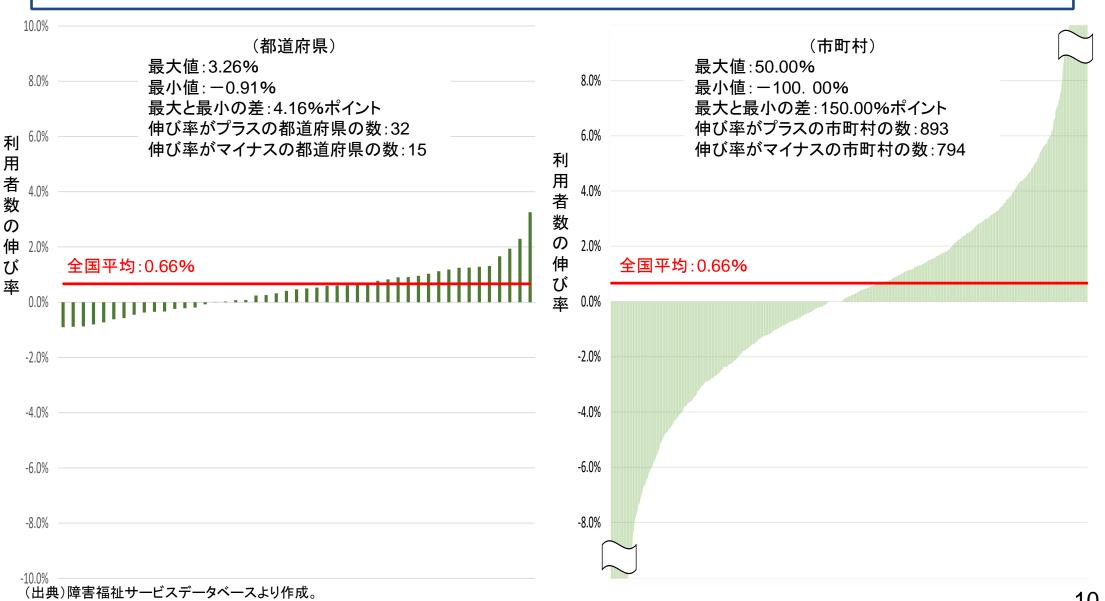
### 障害福祉分野における地域差(生活介護・<u>政令市・中核市別その他市町村別</u>18歳以上人口に占め る利用者数割合) < 2024年度平均>

市町村別18歳以上人口に占める生活介護の2024年度の利用者数割合を政令市・中核市別、その他市町村(特 別区含む)別でみると、その他市町村別の最大と最小の差は、政令市・中核市別の約9倍ある。



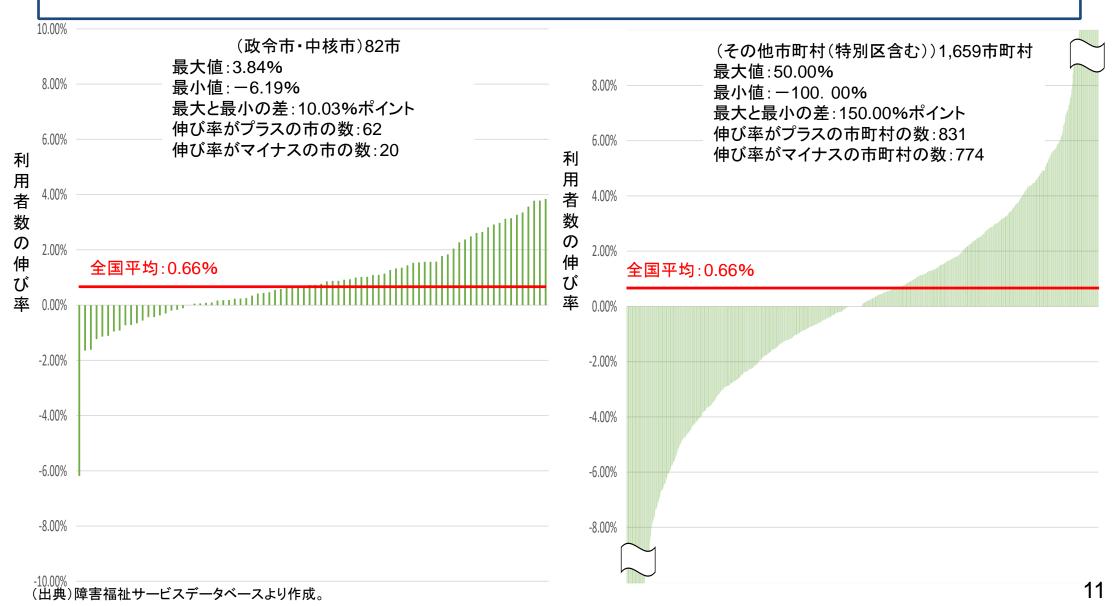
#### 障害福祉分野における地域差(生活介護・**都道府県別市町村別**利用者数の伸び率) <2024年度平均の対前年度比>

都道府県別市町村別生活介護の2024年度の利用者数の対前年度比をみると、市町村別の最大と最小の差は、 都道府県別の約36倍あり、伸び率がプラスの市町村数は、1,741市町村の内、約51%を占める。



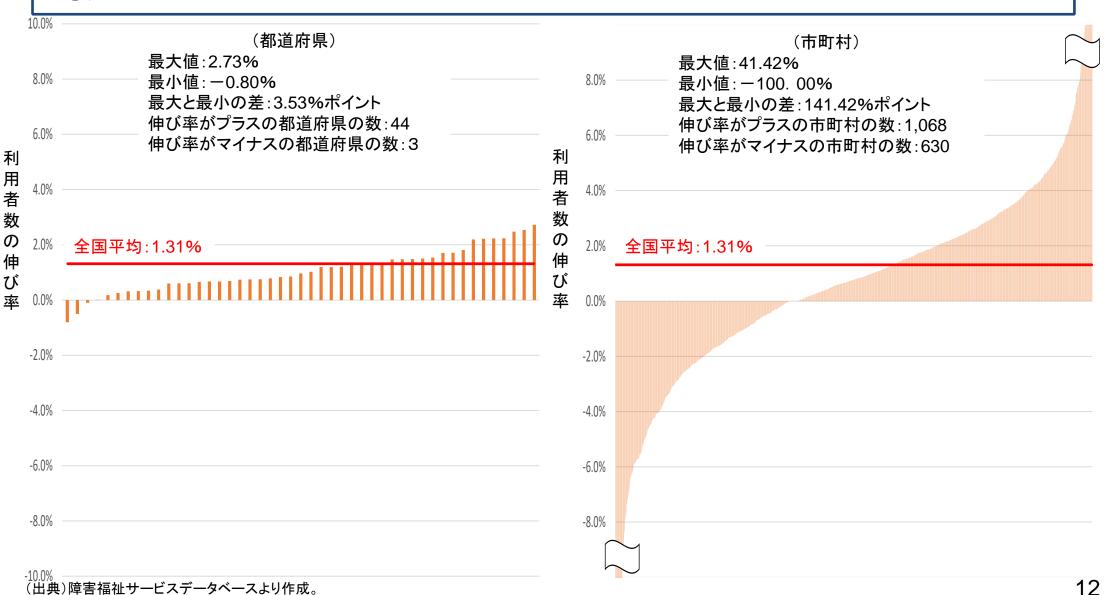
#### 障害福祉分野における地域差(生活介護・政令市・中核市別その他市町村別利用者数の伸び率) <2024年度平均の対前年度比>

市町村別生活介護の2024年度の利用者数の対前年度比を政令市・中核市別、その他市町村(特別区含む)別でみると、その他市町村別の最大と最小の差は、政令市・中核市別の約15倍あり、伸び率がプラスの政令市・中核市数は、82市の内、約76%を占める。



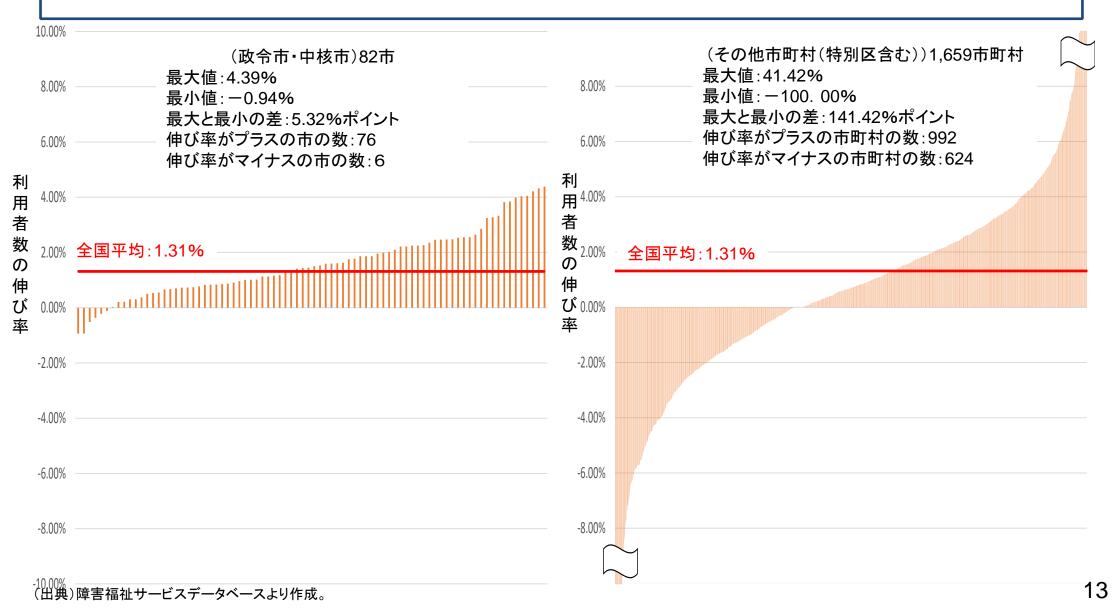
### 障害福祉分野における地域差(生活介護・<u>都道府県別市町村別</u>利用者数の伸び率) **<2021年度の利用者数と2023年度利用者数との比較>(年率換算)**

都道府県別市町村別生活介護の2023年度の利用者数の対2021年度比(年率換算)をみると、市町村別の最大と最小の差は、都道府県別の約40倍あり、伸び率がプラスの市町村数は、1,741市町村の内、約61%を占める。



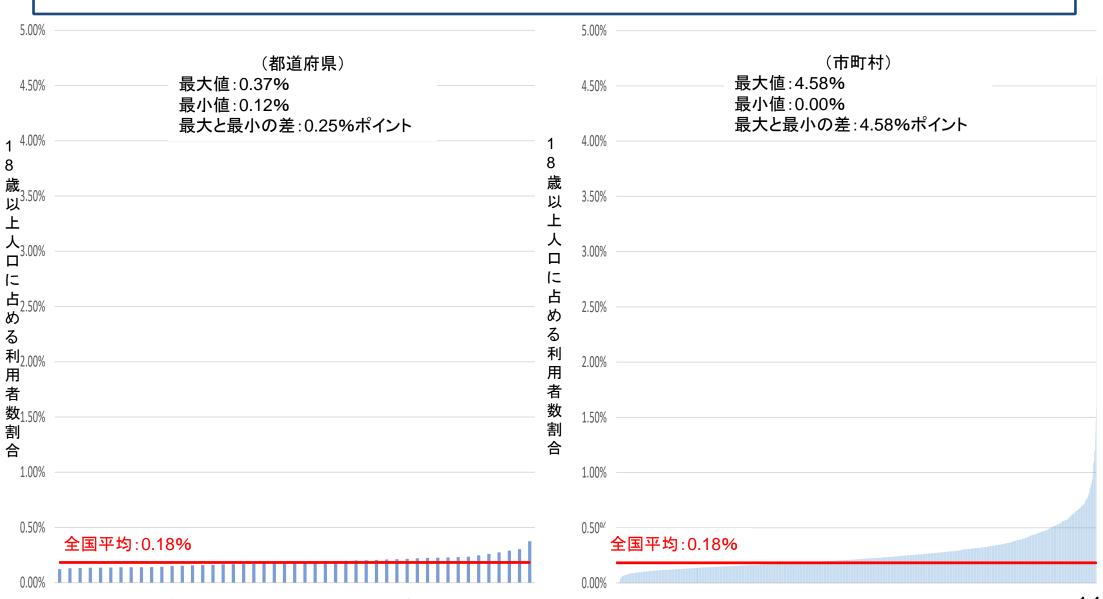
#### 障害福祉分野における地域差(生活介護・政令市・中核市別その他市町村別利用者数の伸び率) <2021年度の利用者数と2023年度利用者数との比較>(年率換算)

市町村別生活介護の2023年度の利用者数の対2021年度比(年率換算)を政令市・中核市別、その他市町村 (特別区含む)別でみると、その他市町村別の最大と最小の差は、政令市・中核市別の約27倍あり、伸び率 がプラスの政令市・中核市数は、82市の内、約93%を占める。



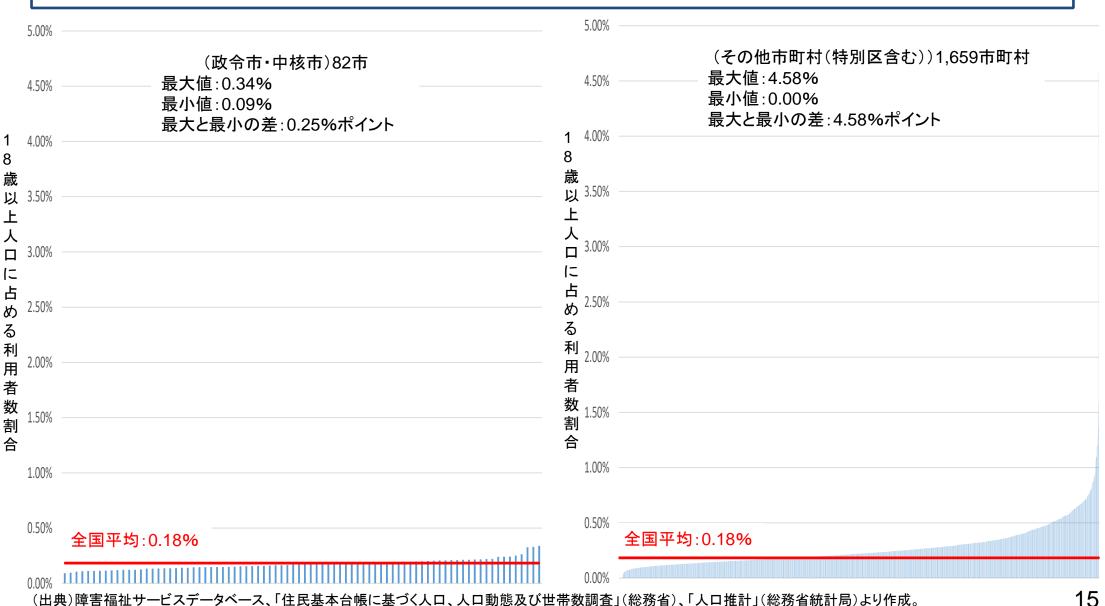
### 障害福祉分野における地域差(共同生活援助・**都道府県別市町村別**18歳以上人口に占める利用 者数割合)<2024年度平均>

都道府県別市町村別18歳以上人口に占める共同生活援助の2024年度の利用者数割合をみると、市町村別の最大と最小の差は、都道府県別の約18倍ある。



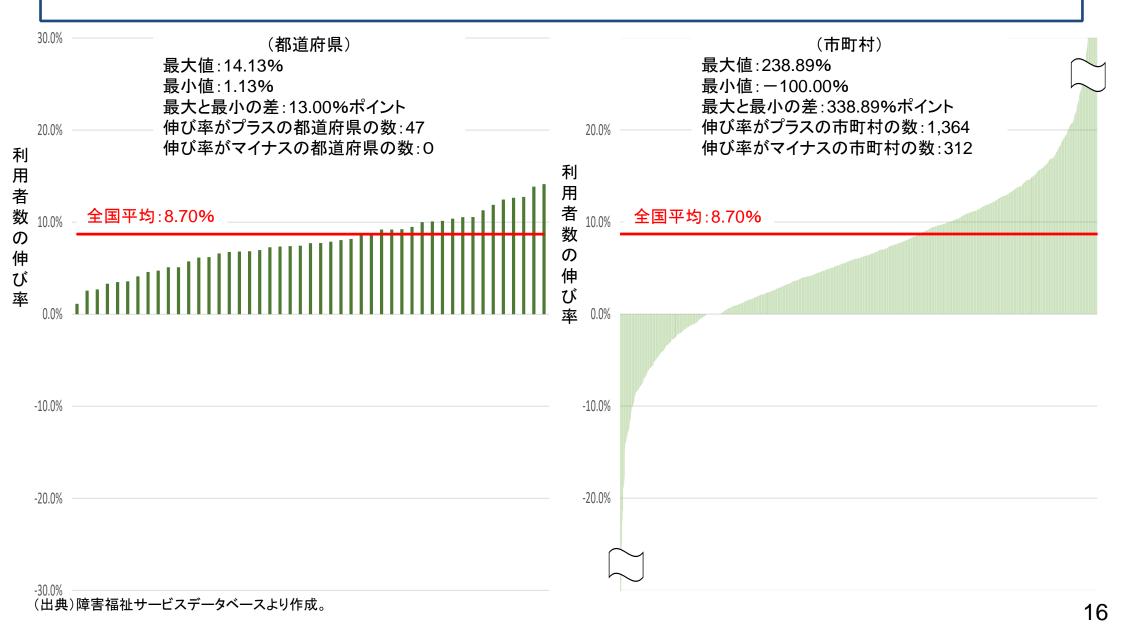
## 障害福祉分野における地域差(共同生活援助・<u>政令市・中核市別その他市町村別</u>18歳以上人口に 占める利用者数割合) < 2024年度平均>

市町村別18歳以上人口に占める共同生活援助の2024年度の利用者数割合を政令市・中核市別、その他市町村 (特別区含む) 別でみると、その他市町村別の最大と最小の差は、政令市・中核市別の約18倍ある。



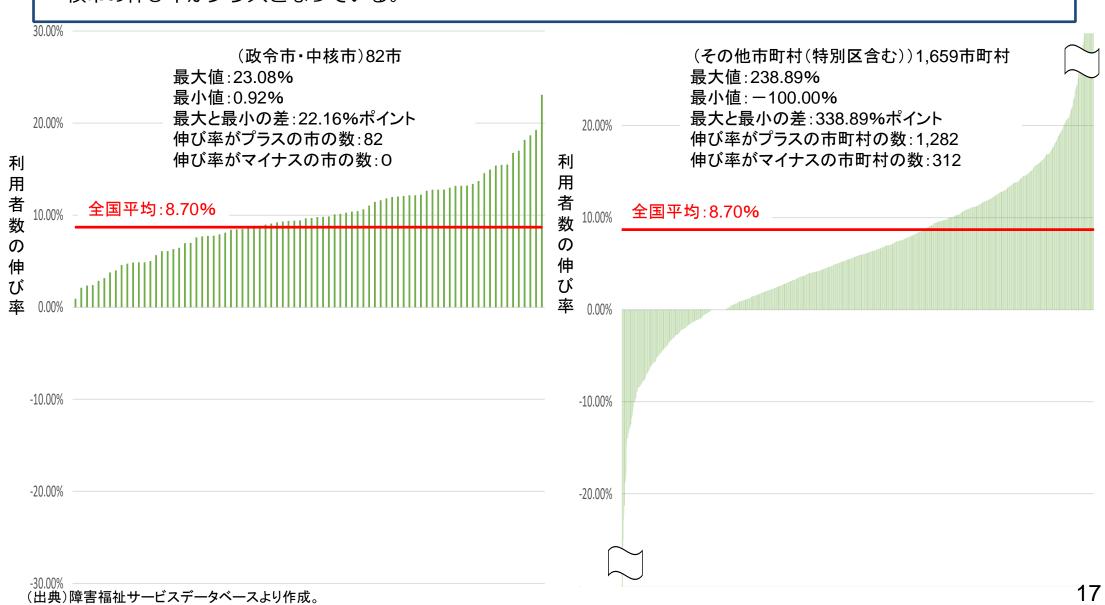
#### 障害福祉分野における地域差(共同生活援助・**都道府県別市町村別**利用者数の伸び率) <2024年度平均の対前年度比>

都道府県別市町村別共同生活援助の2024年度の利用者数の対前年度比をみると、市町村別の最大と最小の差は、都道府県別の約26倍あり、伸び率がプラスの市町村数は、1,741市町村の内、約78%を占める。



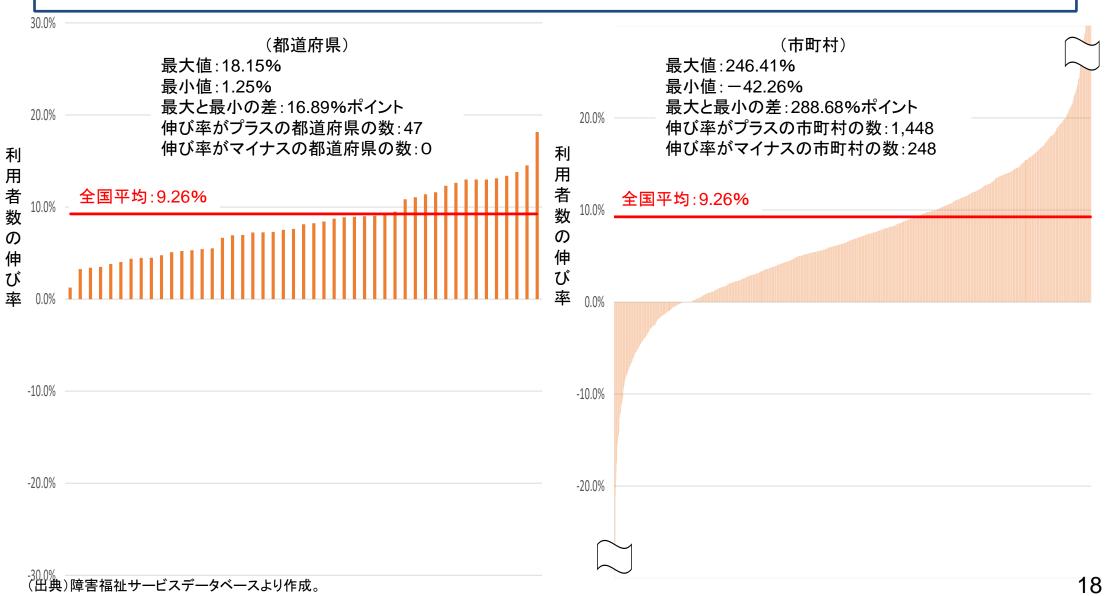
#### 

市町村別共同生活援助の2024年度の利用者数の対前年度比を政令市・中核市別、その他市町村(特別区含む)別でみると、その他市町村別の最大と最小の差は、政令市・中核市別の約15倍あり、全ての政令市・中核市の伸び率がプラスとなっている。



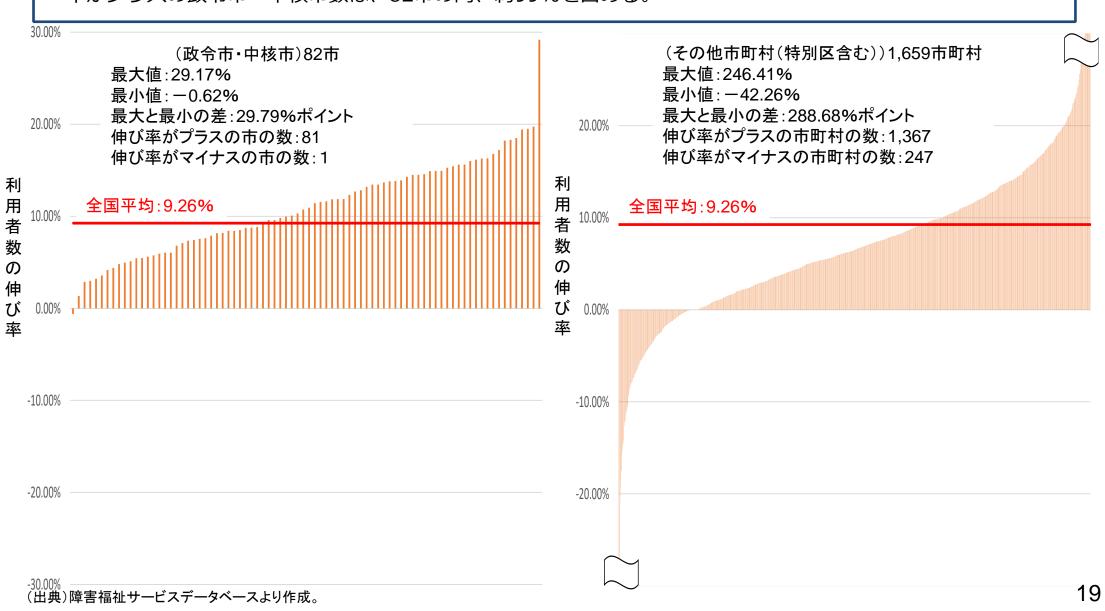
### 障害福祉分野における地域差(共同生活援助・<u>都道府県別市町村別</u>利用者数の伸び率) **<2021年度の利用者数と2023年度利用者数との比較>(年率換算)**

都道府県別市町村別共同生活援助の2023年度の利用者数の対2021年度比(年率換算)をみると、市町村別の最大と最小の差は、都道府県別の約17倍あり、伸び率がプラスの市町村数は、1,741市町村の内、約83%を占める。



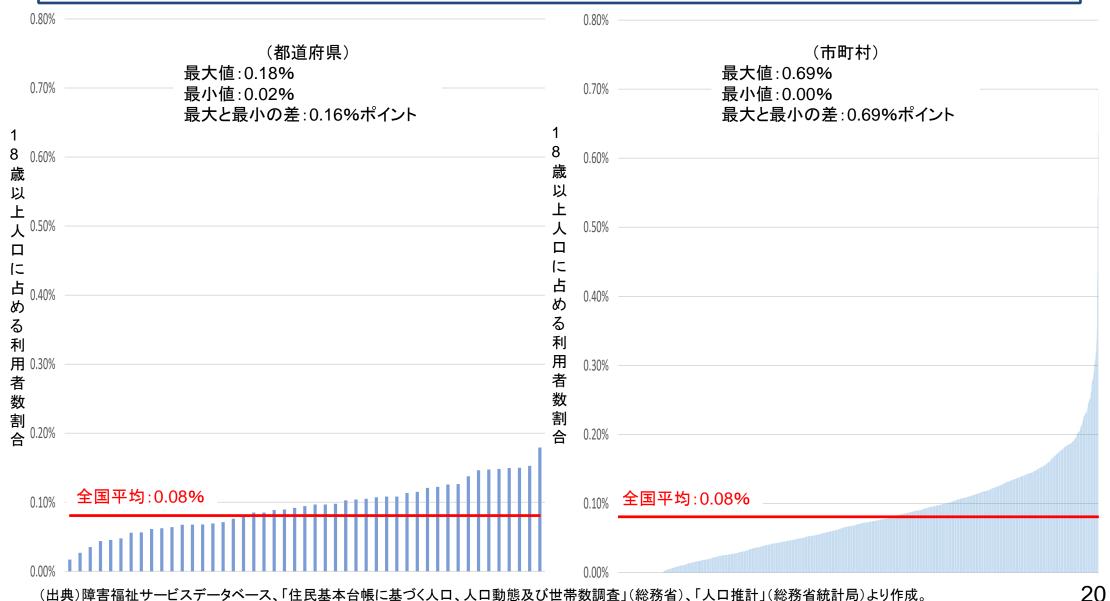
# 障害福祉分野における地域差(共同生活援助・政令市・中核市別その他市町村別利用者数の伸び率)<br/> <a href="2"><2021年度の利用者数と2023年度利用者数との比較>(年率換算)</a>

市町村別共同生活援助の2023年度の利用者数の対2021年度比(年率換算)を政令市・中核市別、その他市町村(特別区含む)別でみると、その他市町村別の最大と最小の差は、政令市・中核市別の約10倍あり、伸び率がプラスの政令市・中核市数は、82市の内、約99%を占める。



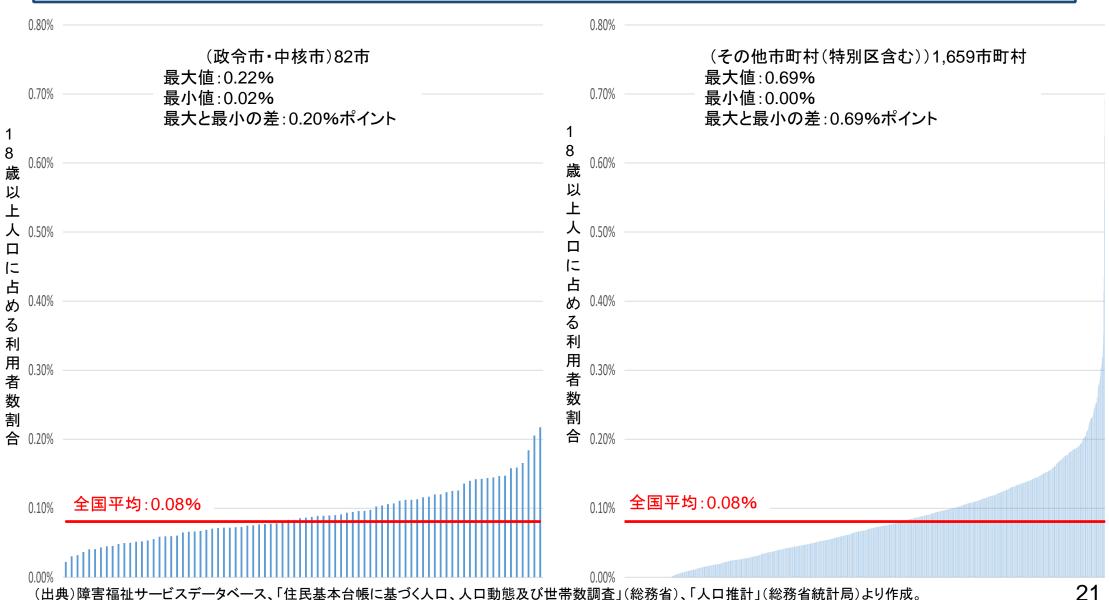
## 障害福祉分野における地域差(就労継続支援(A型)・都道府県別市町村別18歳以上人口に占める 利用者数割合) < 2024年度平均>

都道府県別市町村別18歳以上人口に占める就労継続支援(A型)の2024年度の利用者数割合をみると、市町 村別の最大と最小の差は、都道府県別の約4倍ある。



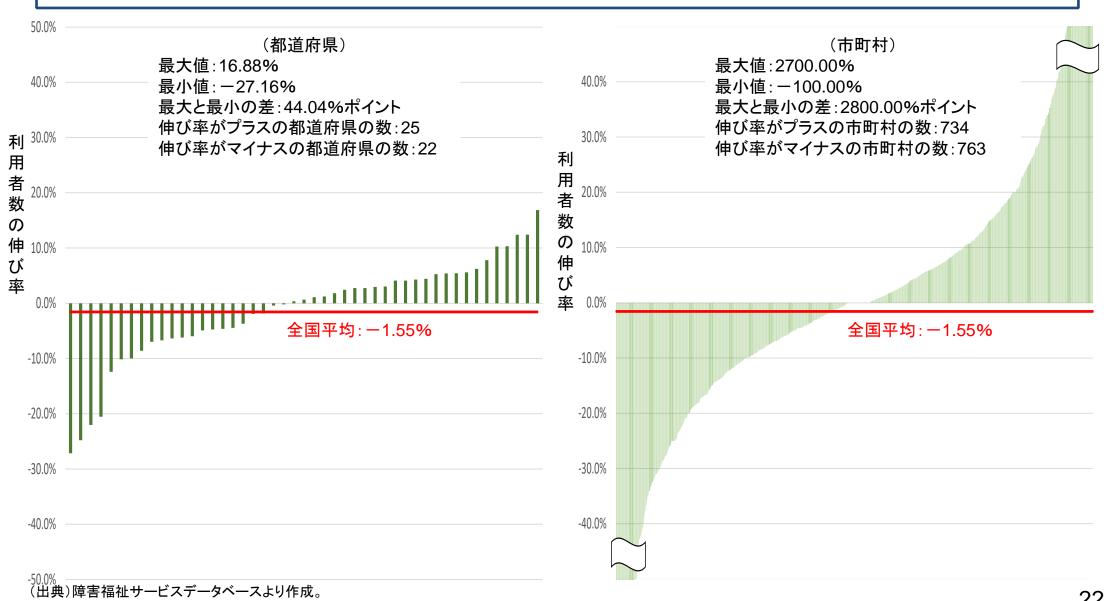
#### 障害福祉分野における地域差(就労継続支援(A型)・政令市・中核市別その他市町村別18歳以上 人口に占める利用者数割合) < 2024年度平均>

市町村別18歳以上人口に占める就労継続支援(A型)の2024年度の利用者数割合を政令市・中核市別、その 他市町村(特別区含む)別でみると、その他市町村別の最大と最小の差は、政令市・中核市別の約3倍ある。



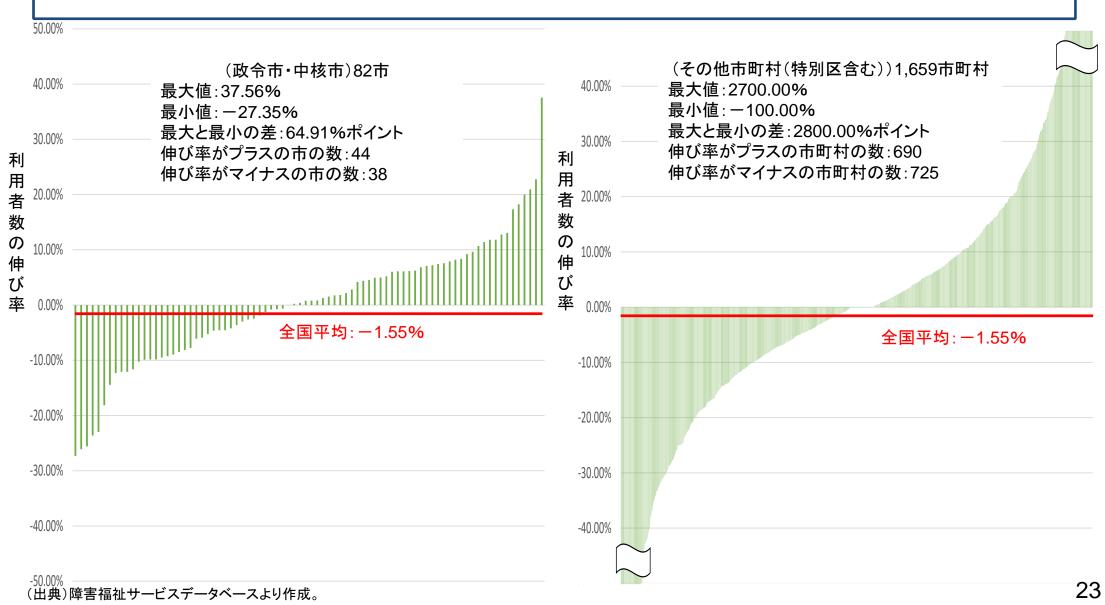
#### 障害福祉分野における地域差(就労継続支援(A型)・都道府県別市町村別利用者数の伸び率) <2024年度平均の対前年度比>

都道府県別市町村別就労継続支援(A型)の2024年度の利用者数の対前年度比をみると、市町村別の最大と最 小の差は、都道府県別の約64倍あり、伸び率がプラスの市町村数は、1,741市町村の内、約42%を占める。



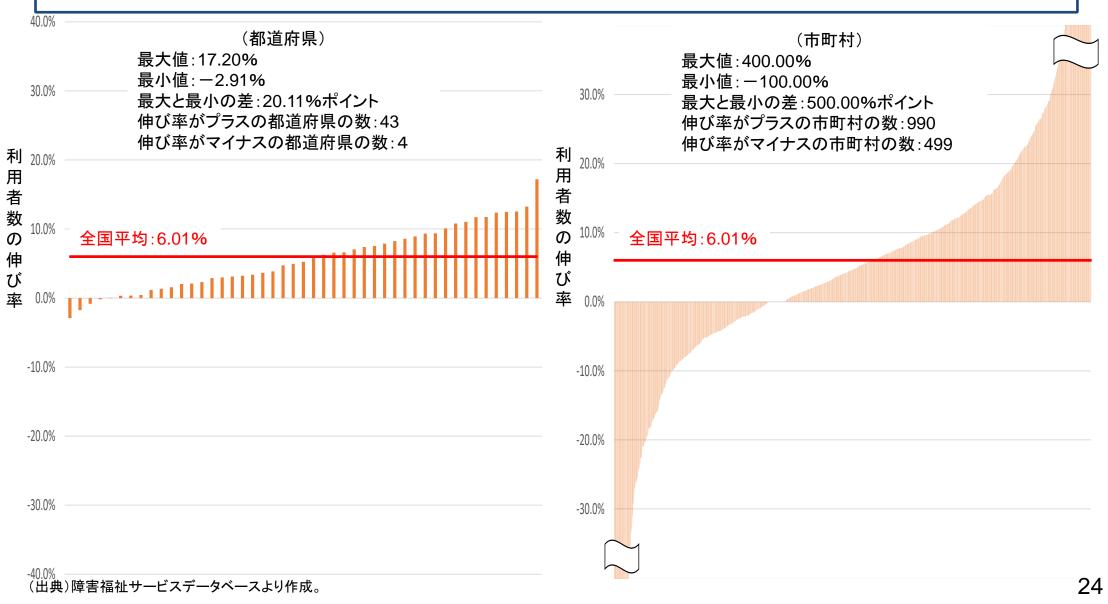
# 障害福祉分野における地域差(就労継続支援(A型)・政令市・中核市別その他市町村別利用者数の伸び率)<2024年度平均の対前年度比>

市町村別就労継続支援(A型)の2024年度の利用者数の対前年度比を政令市・中核市別、その他市町村(特別区含む)別でみると、その他市町村別の最大と最小の差は、政令市・中核市別の約43倍あり、伸び率がプラスの政令市・中核市数は、82市の内、約54%を占める。



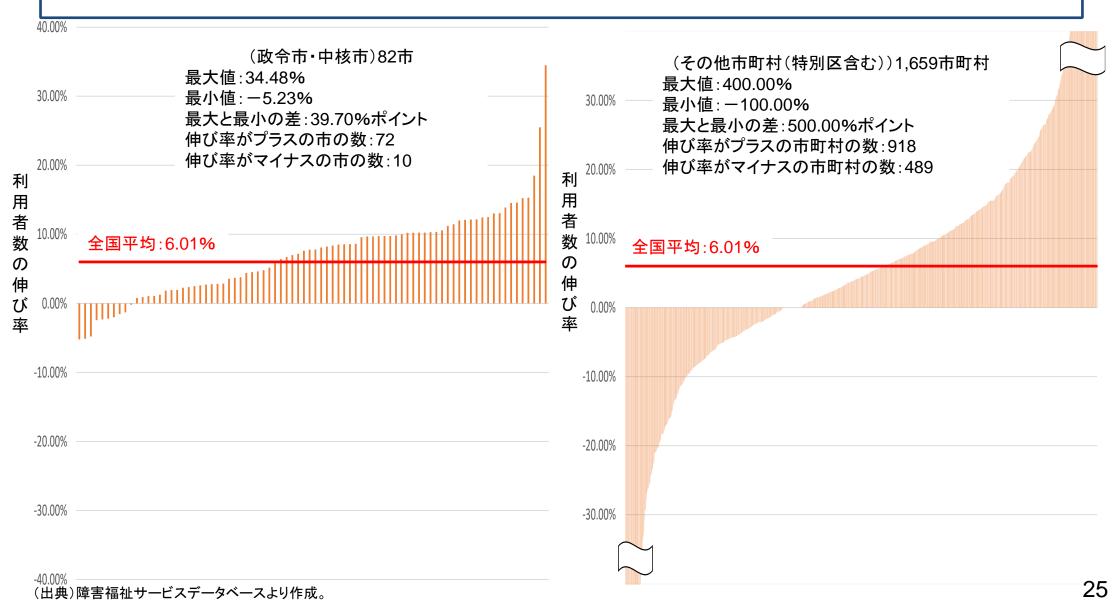
#### 障害福祉分野における地域差(就労継続支援(A型)・都道府県別市町村別利用者数の伸び率) **<2021年度の利用者数と2023年度利用者数との比較>(年率換算)**

都道府県別市町村別就労継続支援(A型)の2023年度の利用者数の対2021年度比(年率換算)をみると、市町村別の最大と最小の差は、都道府県別の約25倍あり、伸び率がプラスの市町村数は、1,741市町村の内、約57%を占める。



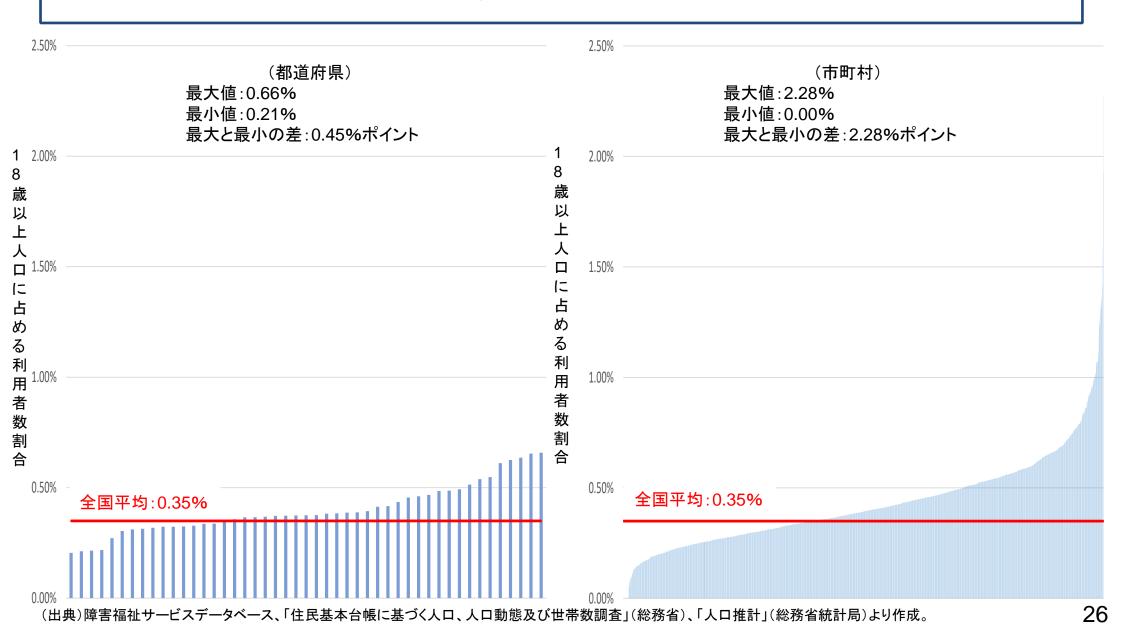
# 障害福祉分野における地域差(就労継続支援(A型)・政令市・中核市別その他市町村別利用者数の伸び率)<br/> (2021年度の利用者数と2023年度利用者数との比較>(年率換算)

市町村別就労継続支援(A型)の2023年度の利用者数の対2021年度比(年率換算)を政令市・中核市別、その他市町村(特別区含む)別でみると、その他市町村別の最大と最小の差は、政令市・中核市別の約13倍あり、伸び率がプラスの政令市・中核市数は、82市の内、約88%を占める。



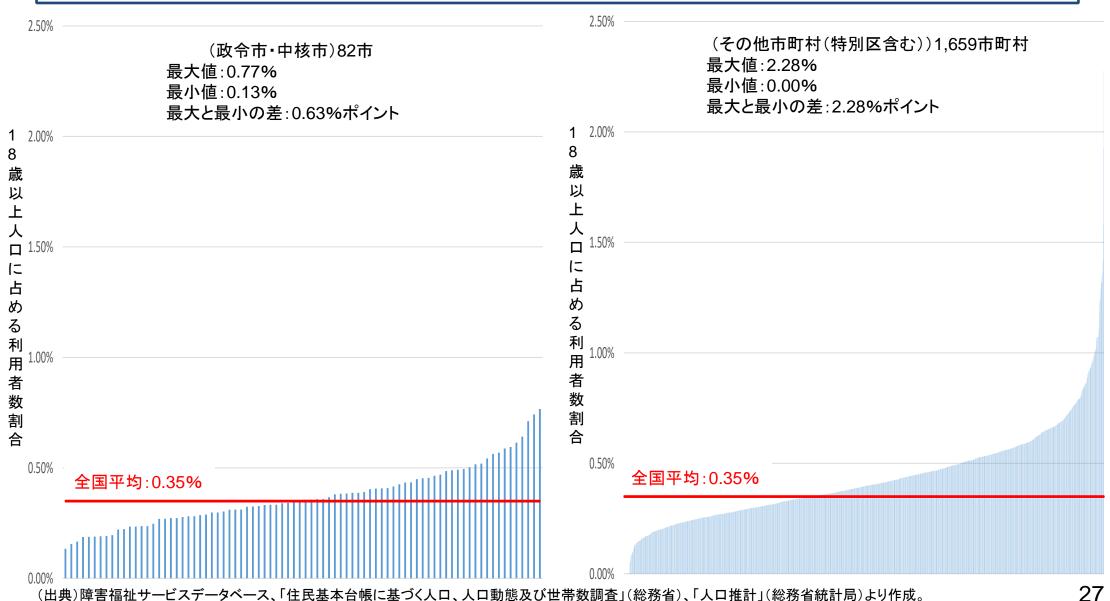
#### 障害福祉分野における地域差(就労継続支援(B型)・都道府県別市町村別18歳以上人口に占める 利用者数割合)<2024年度平均>

都道府県別市町村別18歳以上人口に占める就労継続支援(B型)の2024年度の利用者数割合をみると、市町村別の最大と最小の差は、都道府県別の約5倍ある。



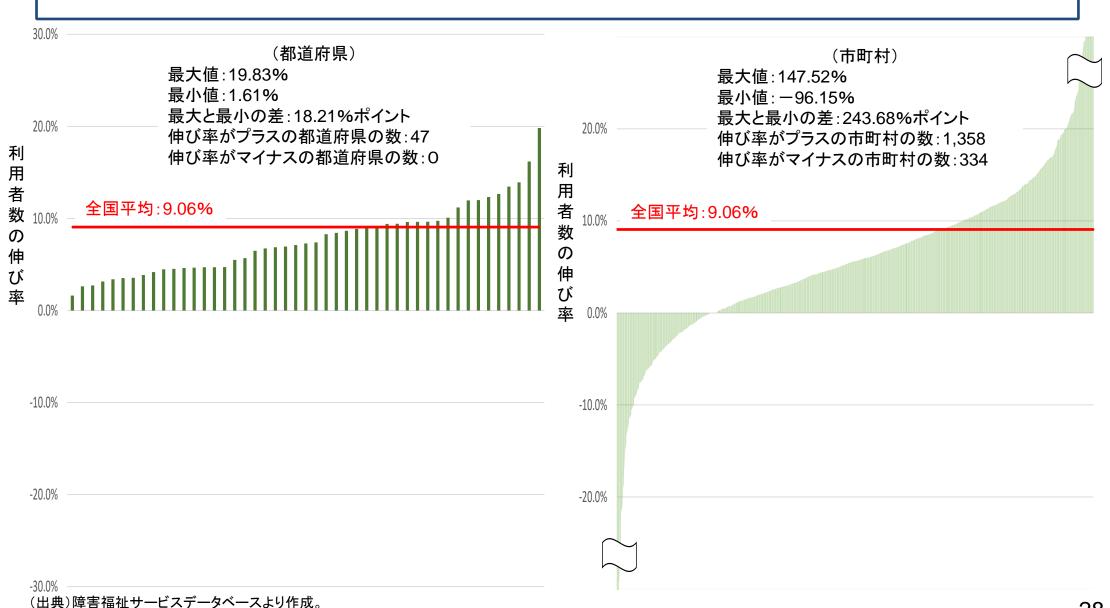
### 障害福祉分野における地域差(就労継続支援(B型)・政令市・中核市別その他市町村別18歳以上 人口に占める利用者数割合) < 2024年度平均>

市町村別18歳以上人口に占める就労継続支援(B型)の2024年度の利用者数割合を政令市・中核市別、その 他市町村(特別区含む)別でみると、その他市町村別の最大と最小の差は、政令市・中核市別の約4倍ある。



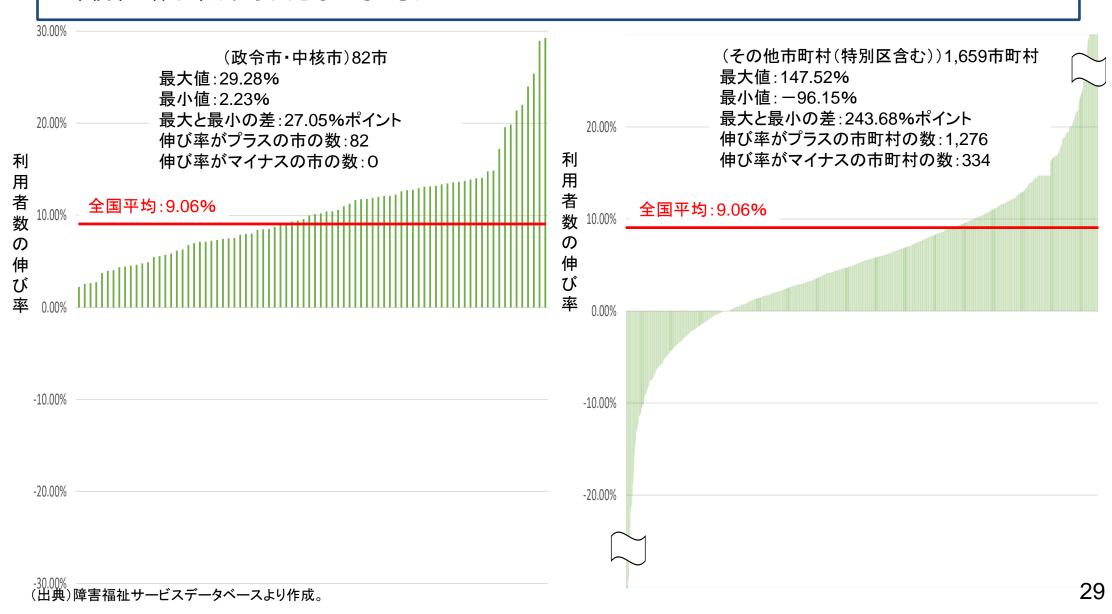
### 障害福祉分野における地域差(就労継続支援(B型)・都道府県別市町村別利用者数の伸び率) <2024年度平均の対前年度比>

都道府県別市町村別就労継続支援(B型)の2024年度の利用者数の対前年度比をみると、市町村別の最大と最小の差は、都道府県別の約13倍あり、伸び率がプラスの市町村数は、1,741市町村の内、約78%を占める。



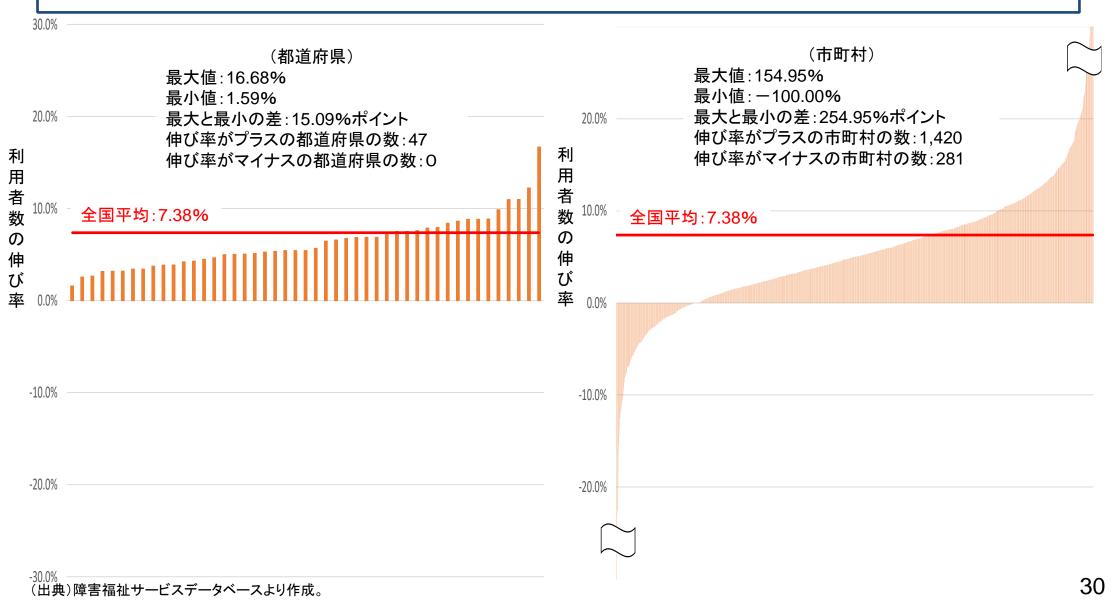
# 障害福祉分野における地域差(就労継続支援(B型)・政令市・中核市別その他市町村別利用者数の伸び率)<2024年度平均の対前年度比>

市町村別就労継続支援(B型)の2024年度の利用者数の対前年度比を政令市・中核市別、その他市町村(特別区含む)別でみると、その他市町村別の最大と最小の差は、政令市・中核市別の約9倍あり、全ての政令市・中核市の伸び率がプラスとなっている。



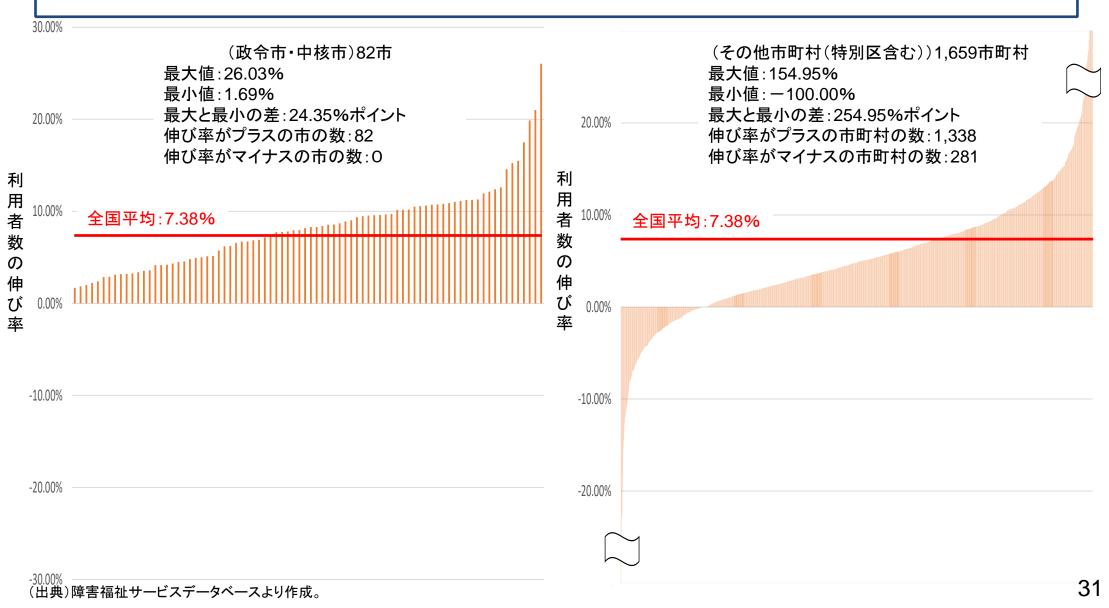
#### 障害福祉分野における地域差(就労継続支援(B型)・都道府県別市町村別利用者数の伸び率) <2021年度の利用者数と2023年度利用者数との比較>(年率換算)

都道府県別市町村別就労継続支援(B型)の2023年度の利用者数の対2021年度比(年率換算)をみると、市町村別の最大と最小の差は、都道府県別の約17倍あり、伸び率がプラスの市町村数は、1,741市町村の内、約82%を占める。



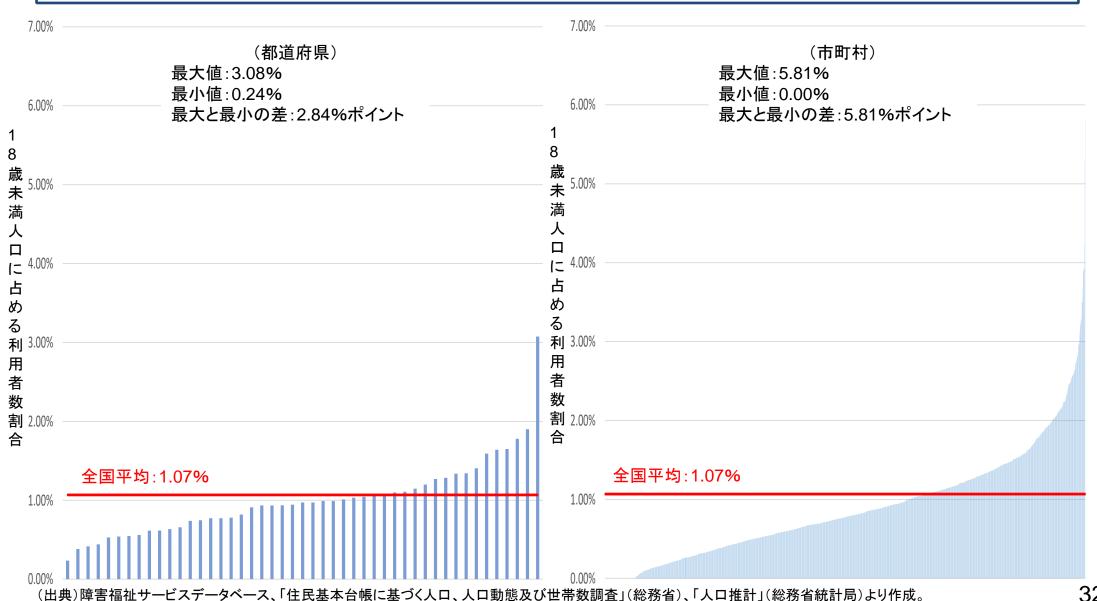
# 障害福祉分野における地域差(就労継続支援(B型)・政令市・中核市別その他市町村別利用者数の伸び率)<br/> (2021年度の利用者数と2023年度利用者数との比較>(年率換算)

市町村別就労継続支援(B型)の2023年度の利用者数の対2021年度比(年率換算)を政令市・中核市別、その他市町村(特別区含む)別でみると、その他市町村別の最大と最小の差は、政令市・中核市別の約10倍あり、全ての政令市・中核市の伸び率がプラスとなっている。



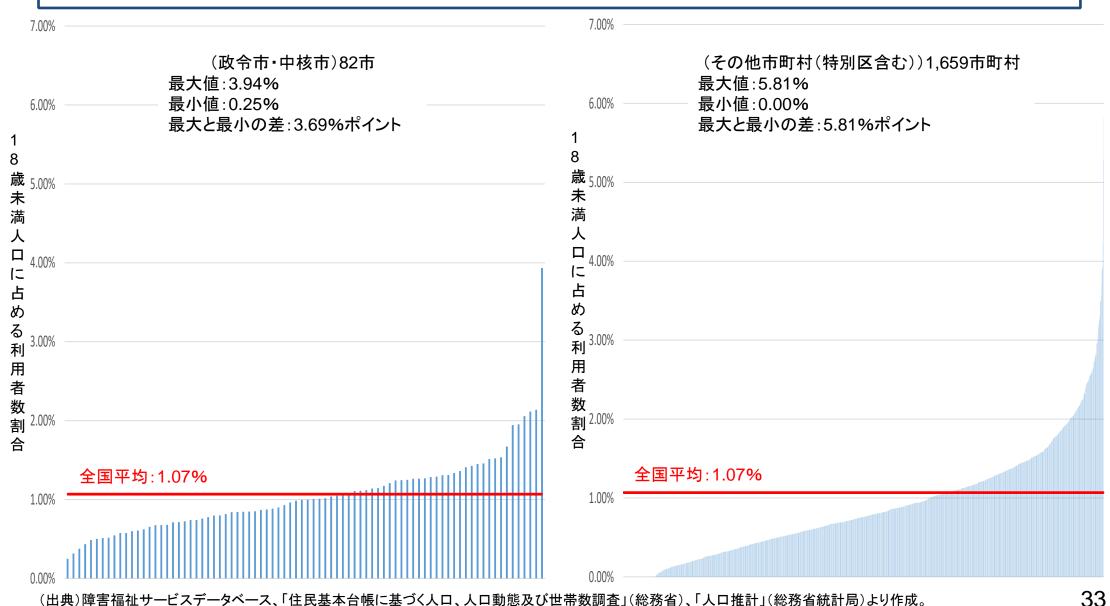
#### 障害福祉分野における地域差(児童発達支援・<u>都道府県別市町村別</u>18歳未満人口に占める利用 者数割合) < 2024年度平均>

都道府県別市町村別18歳未満人口に占める児童発達支援の2024年度の利用者数割合をみると、市町村別の最 大と最小の差は、都道府県別の約2倍ある。



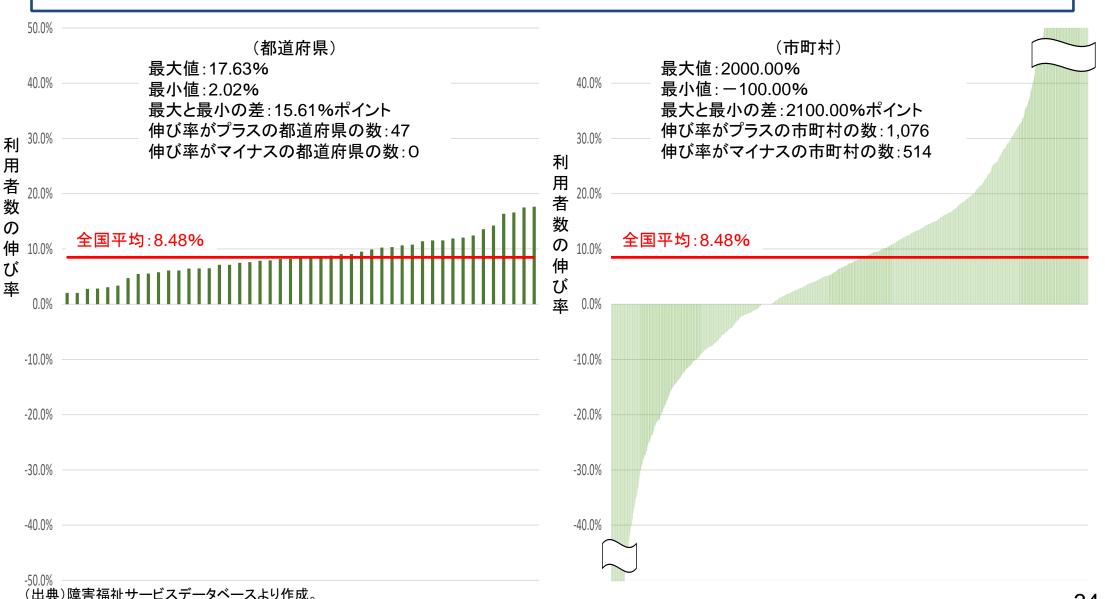
#### 障害福祉分野における地域差(児童発達支援・<u>政令市・中核市別その他市町村別</u>18歳未満人口に 占める利用者数割合) < 2024年度平均>

市町村別18歳未満人口に占める児童発達支援の2024年度の利用者数割合を政令市・中核市別、その他市町村 (特別区含む) 別でみると、その他市町村別の最大と最小の差は、政令市・中核市別の約2倍ある。



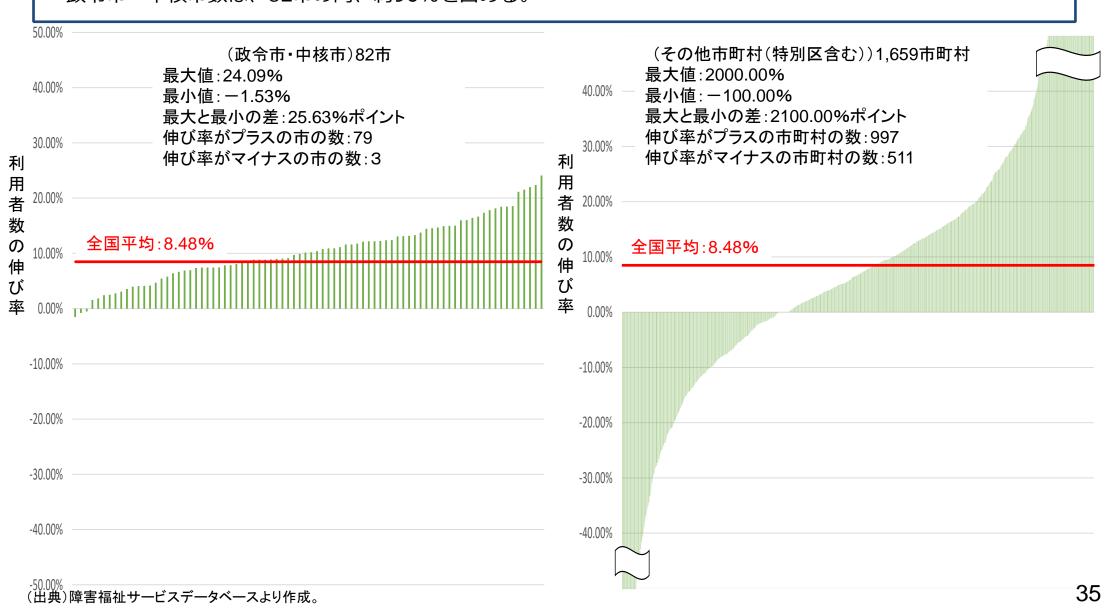
#### 障害福祉分野における地域差(児童発達支援・**都道府県別市町村別**利用者数の伸び率) <2024年度平均の対前年度比>

都道府県別市町村別児童発達支援の2024年度の利用者数の対前年度比をみると、市町村別の最大と最小の差は、都道府県別の約135倍あり、伸び率がプラスの市町村数は、1,741市町村の内、約62%を占める。



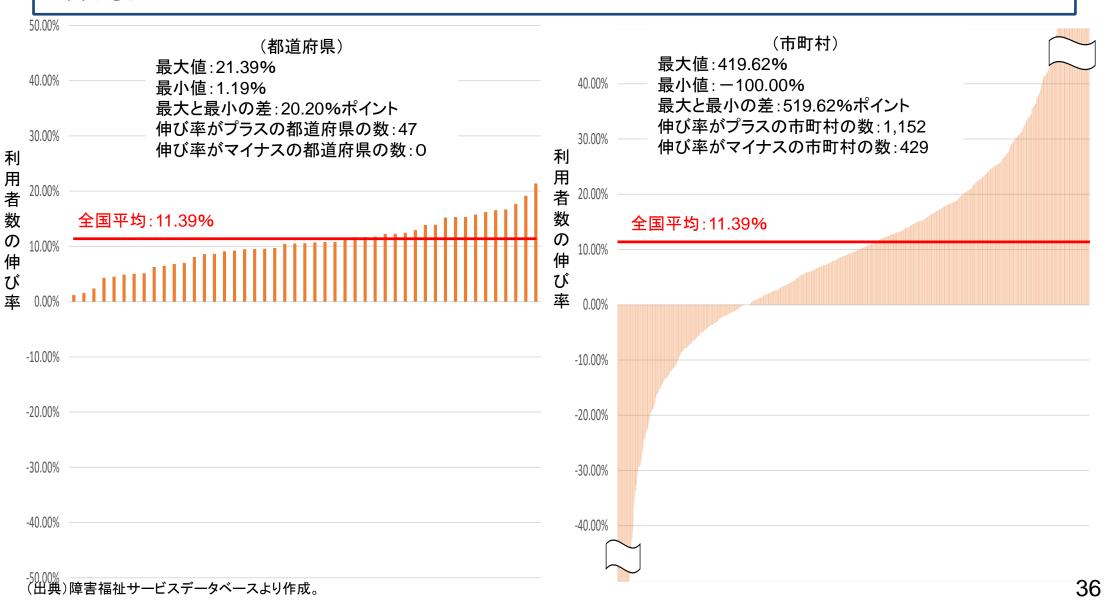
### 障害福祉分野における地域差(児童発達支援・政令市・中核市別その他市町村別利用者数の伸び 率)<2024年度平均の対前年度比>

市町村別児童発達支援の2024年度の利用者数の対前年度比を政令市・中核市別、その他市町村(特別区含む)別でみると、その他市町村別の最大と最小の差は、政令市・中核市別の約82倍あり、伸び率がプラスの政令市・中核市数は、82市の内、約96%を占める。



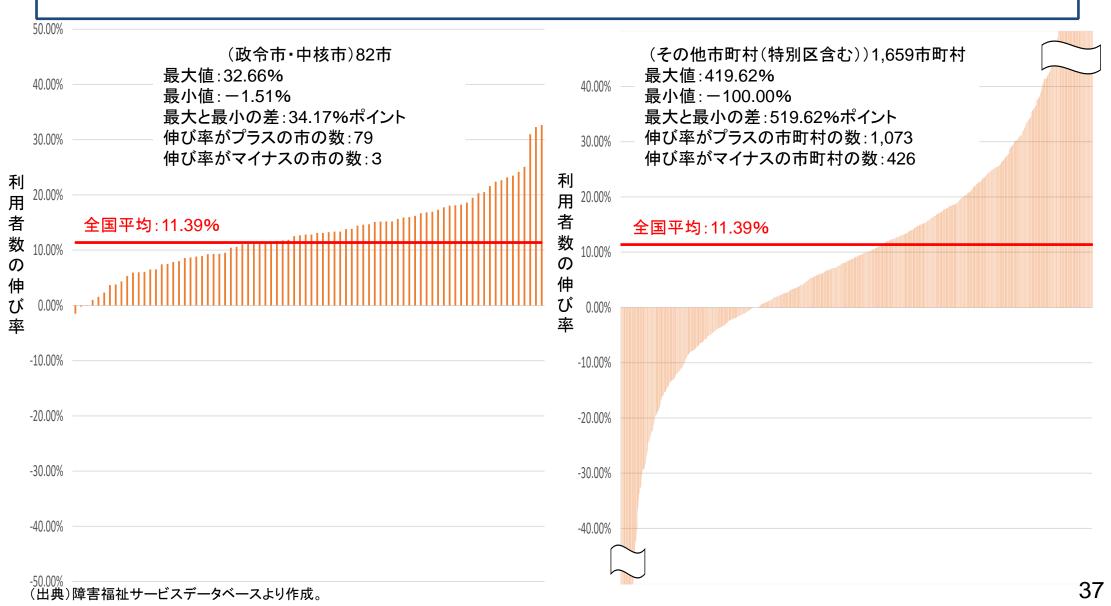
## 障害福祉分野における地域差(児童発達支援・都道府県別市町村別利用者数の伸び率) **<2021年度の利用者数と2023年度利用者数との比較>(年率換算)**

都道府県別市町村別児童発達支援の2023年度の利用者数の対2021年度比(年率換算)をみると、市町村別の最大と最小の差は、都道府県別の約26倍あり、伸び率がプラスの市町村数は、1,741市町村の内、約66%を占める。



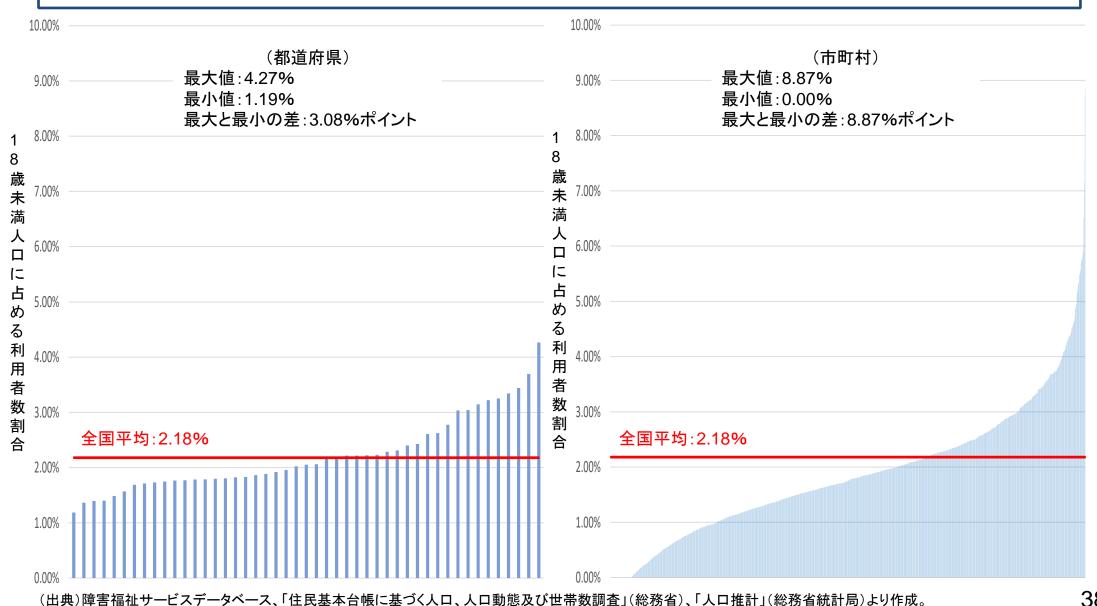
# 障害福祉分野における地域差(児童発達支援・政令市・中核市別その他市町村別利用者数の伸び率)<br/> <a href="2"><2021年度の利用者数と2023年度利用者数との比較>(年率換算)</a>

市町村別児童発達支援の2023年度の利用者数の対2021年度比(年率換算)を政令市・中核市別、その他市町村(特別区含む)別でみると、その他市町村別の最大と最小の差は、政令市・中核市別の約15倍あり、伸び率がプラスの政令市・中核市数は、82市の内、約96%を占める。



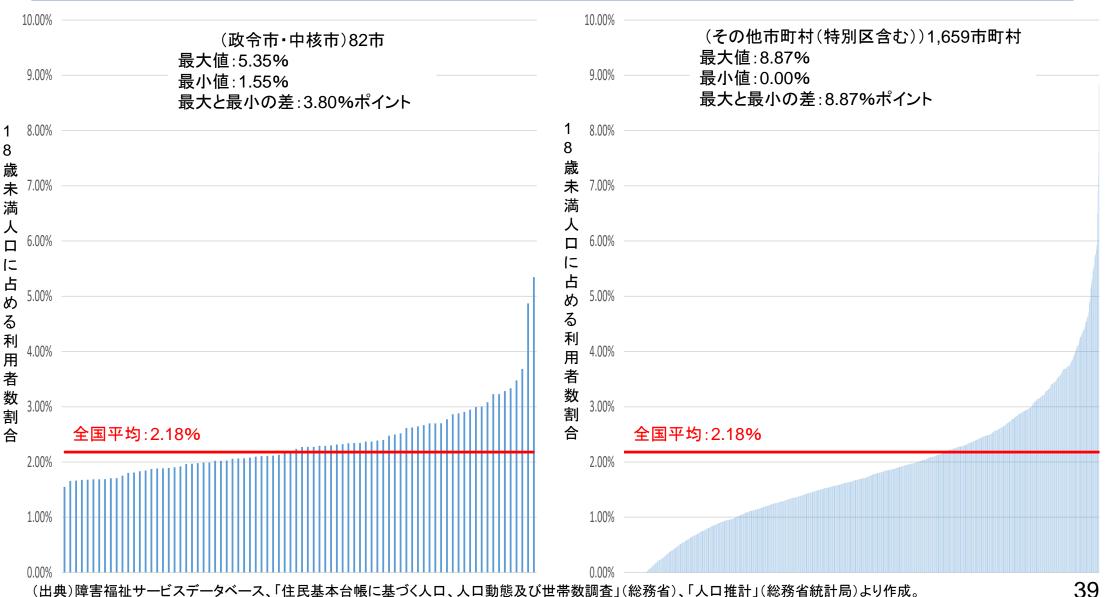
## 障害福祉分野における地域差(放課後等デイサービス・<u>都道府県別市町村別</u>18歳未満人口に占め る利用者数割合) < 2024年度平均>

都道府県別市町村別18歳未満人口に占める放課後等デイサービスの2024年度の利用者数割合をみると、市町 村別の最大と最小の差は、都道府県別の約3倍ある。



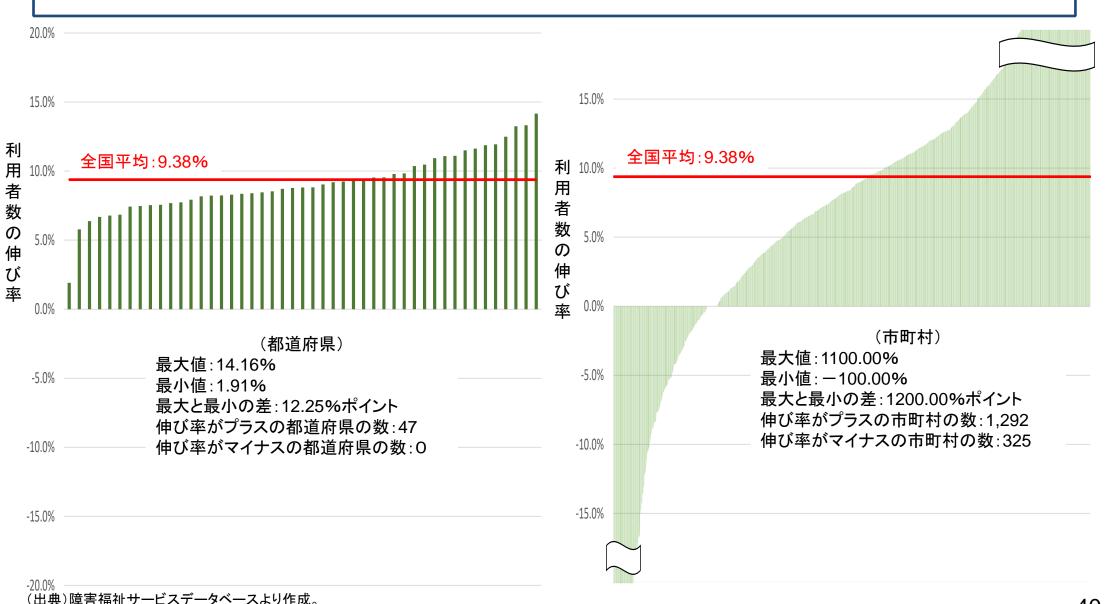
## 障害福祉分野における地域差(放課後等デイサービス・<u>政令市・中核市別その他市町村別</u>18歳未 満人口に占める利用者数割合) < 2024年度平均>

市町村別18歳未満人口に占める放課後等デイサービスの2024年度の利用者数割合を政令市・中核市別、その 他市町村(特別区含む)別でみると、その他市町村別の最大と最小の差は、政令市・中核市別の約2倍ある。



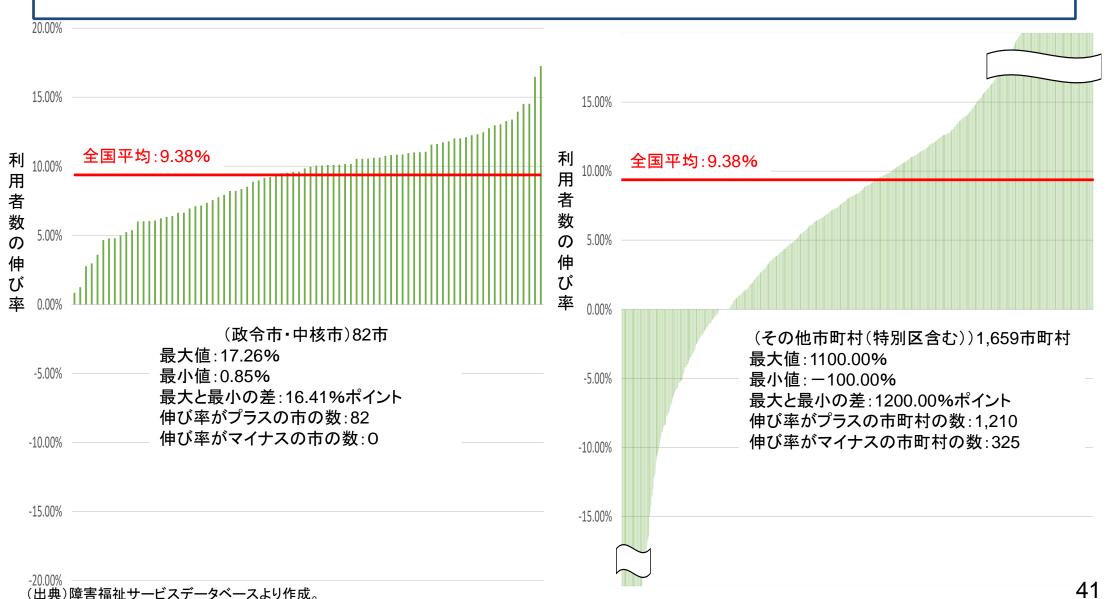
## 障害福祉分野における地域差(放課後等デイサービス・<u>都道府県別市町村別</u>利用者数の伸び率) <2024年度平均の対前年度比>

都道府県別市町村別放課後等デイサービスの2024年度の利用者数の対前年度比をみると、市町村別の最大と最小の差は、都道府県別の約98倍あり、伸び率がプラスの市町村数は、1,741市町村の内、約74%を占める。



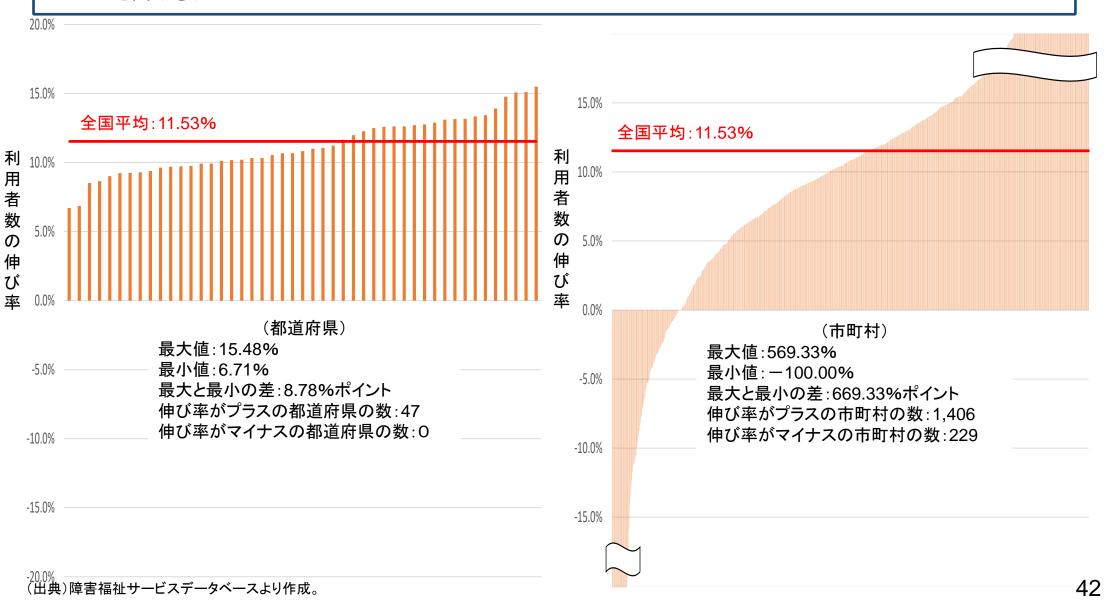
## 障害福祉分野における地域差(放課後等デイサービス・<u>政令市・中核市別その他市町村別</u>利用者 数の伸び率) < 2024年度平均の対前年度比>

市町村別放課後等デイサービスの2024年度の利用者数の対前年度比を政令市・中核市別、その他市町村(特別区含む)別でみると、その他市町村別の最大と最小の差は、政令市・中核市別の約73倍あり、全ての政令市・中核市の伸び率がプラスとなっている。



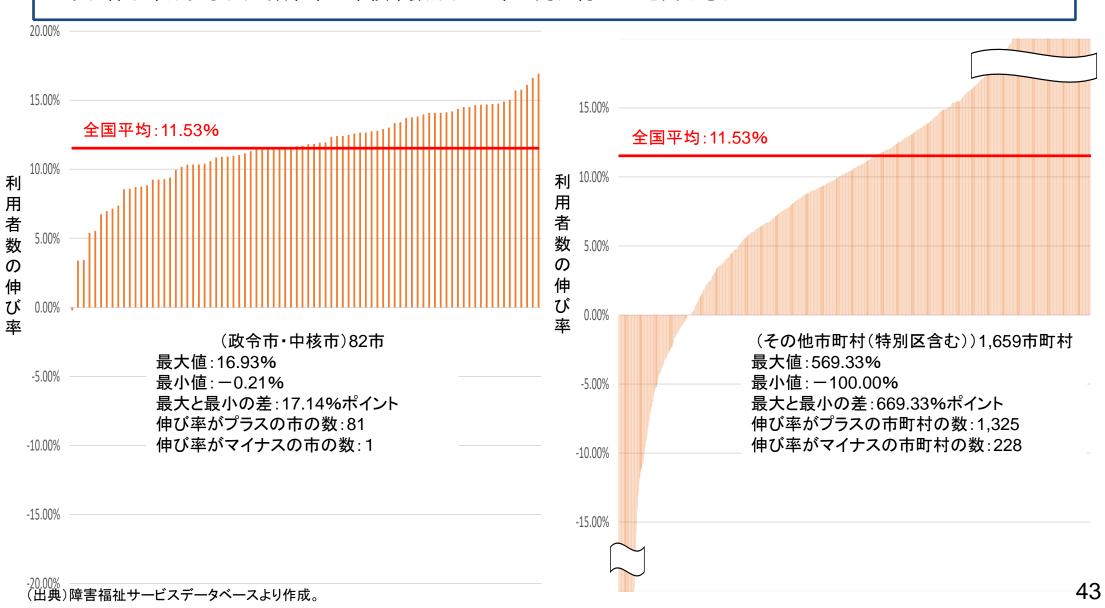
## 障害福祉分野における地域差(放課後等デイサービス・<u>都道府県別市町村別</u>利用者数の伸び率) **<2021年度の利用者数と2023年度利用者数との比較>(年率換算)**

都道府県別市町村別放課後等デイサービスの2023年度の利用者数の対2021年度比(年率換算)をみると、市町村別の最大と最小の差は、都道府県別の約76倍あり、伸び率がプラスの市町村数は、1,741市町村の内、約81%を占める。



# 障害福祉分野における地域差(放課後等デイサービス・政令市・中核市別その他市町村別利用者数の伸び率)<br/> (2021年度の利用者数と2023年度利用者数との比較>(年率換算)

市町村別放課後等デイサービスの2023年度の利用者数の対2021年度比(年率換算)を政令市・中核市別、その他市町村(特別区含む)別でみると、その他市町村別の最大と最小の差は、政令市・中核市別の約39倍あり、伸び率がプラスの政令市・中核市数は、82市の内、約99%を占める。



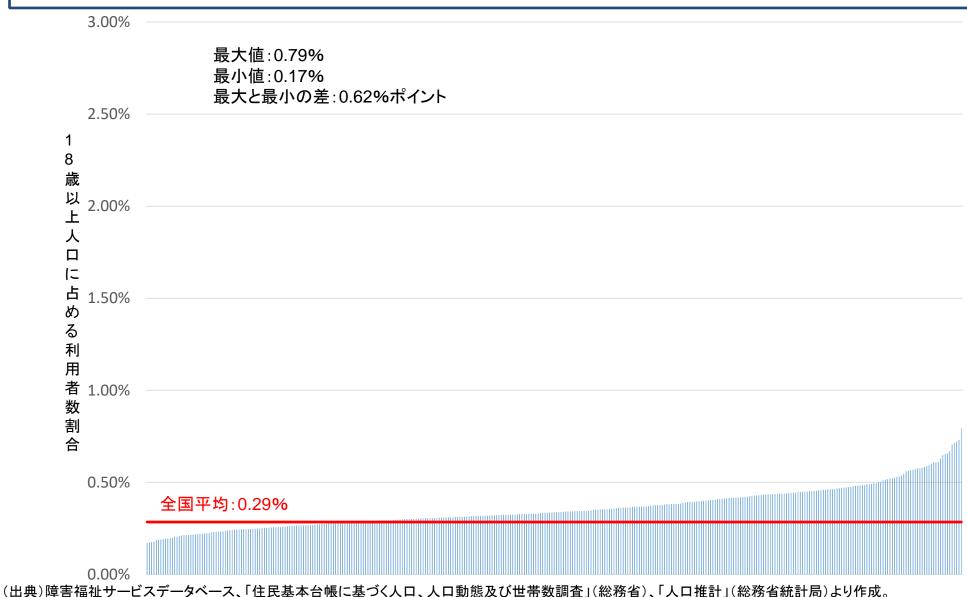
# サービス別・**障害福祉圏域(※)別**の利用者数割合と伸び率**(2021年度と2023年度比較を含む)**

(※) 全国の355障害福祉圏域を対象に集計したものである。

ただし、2024年度平均の対前年度比については、2023年度の利用者数が0である障害福祉圏域、2021年度の利用者数と2023年度の利用者数との比較については、2021年度の利用者数が0である障害福祉圏域は集計の対象外としている。

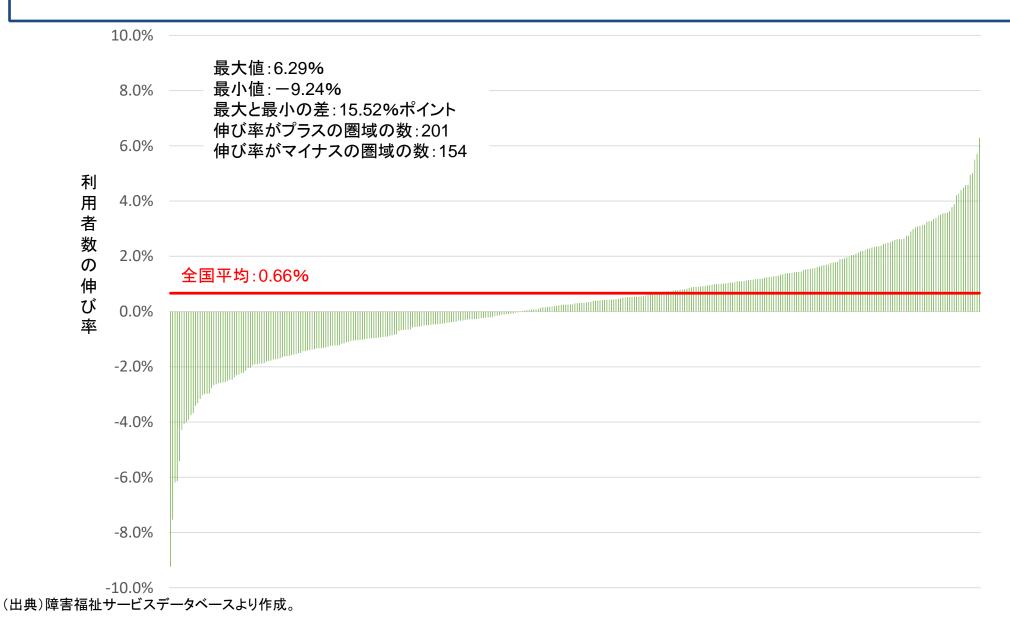
## 障害福祉分野における地域差(生活介護・<u>障害福祉圏域別</u>18歳以上人口に占める利用者数割合) <2024年度>

障害福祉圏域別18歳以上人口に占める生活介護の利用者数割合をみると、最大と最小の差は0.62%ポイントある。



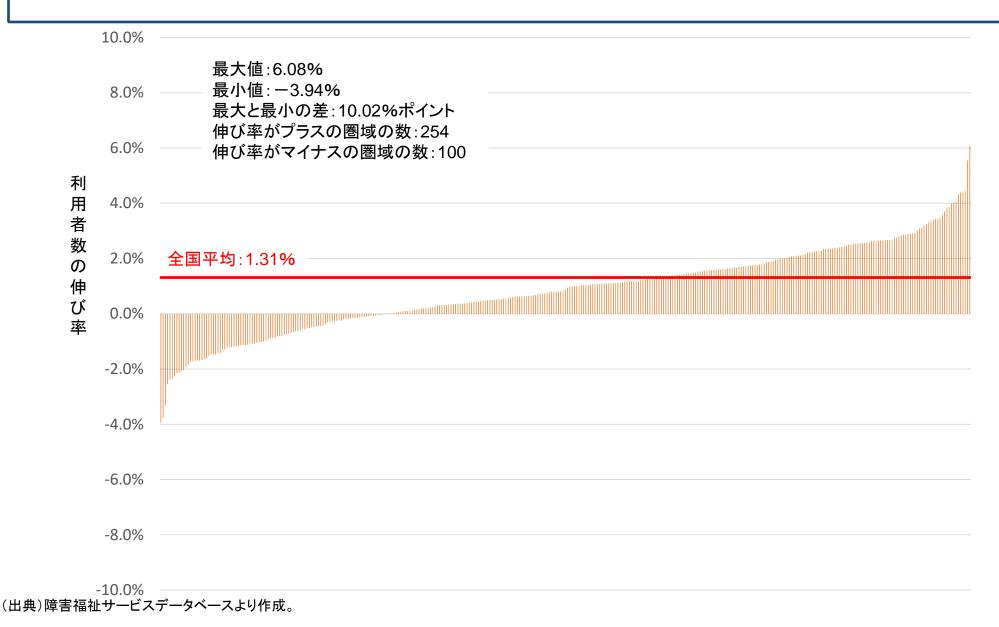
## 障害福祉分野における地域差(生活介護・<u>障害福祉圏域別</u>利用者数の伸び率) <2024年度平均の対前年度比>

障害福祉圏域別生活介護の2024年度の利用者数の対前年度比をみると、最大と最小の差は15.52%ポイントあり、伸び率がプラスの圏域数は、355障害福祉圏域の内、約57%を占める。



## 障害福祉分野における地域差(生活介護・<u>障害福祉圏域別</u>利用者数の伸び率) **<2021年度の利用者数と2023年度利用者数との比較>(年率換算)**

障害福祉圏域別生活介護の2023年度の利用者数の対2021年度比(年率換算)をみると、最大と最小の差は10.02%ポイントあり、伸び率がプラスの圏域数は、355障害福祉圏域の内、約72%を占める。



# 障害福祉分野における地域差(共同生活援助・<u>障害福祉圏域別</u>18歳以上人口に占める利用者数割合)<2024年度>

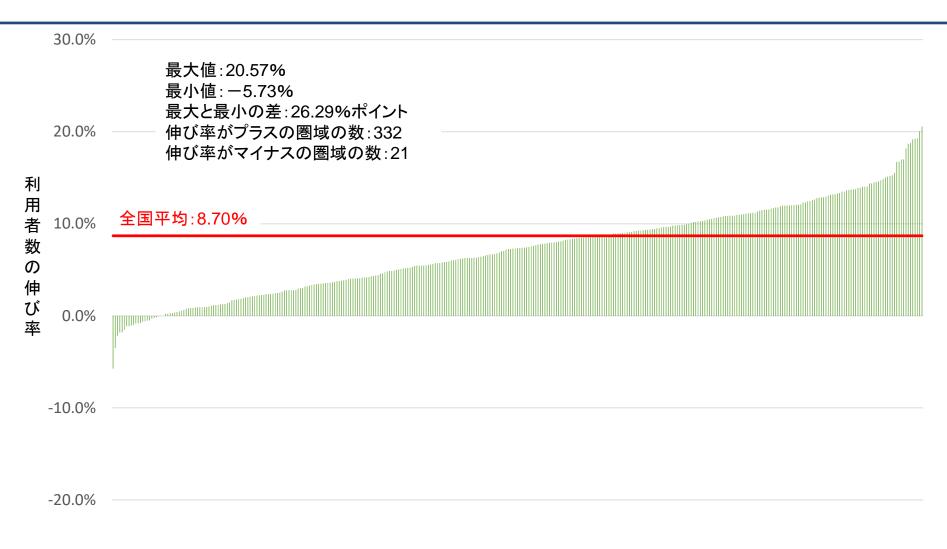
障害福祉圏域別18歳以上人口に占める共同生活援助の利用者数割合をみると、最大と最小の差は0.96%ポイントある。



(出典)障害福祉サービスデータベース、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(総務省)、「人口推計」(総務省統計局)より作成。

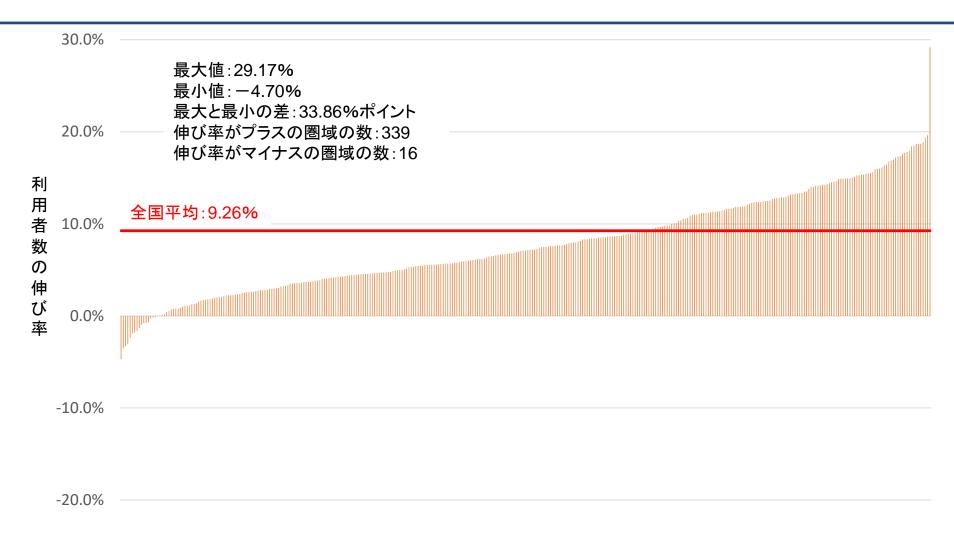
## 障害福祉分野における地域差(共同生活援助・**障害福祉圏域別**利用者数の伸び率) <2024年度平均の対前年度比>

障害福祉圏域別共同生活援助の2024年度の利用者数の対前年度比をみると、最大と最小の差は26.29%ポイントあり、伸び率がプラスの圏域数は、355障害福祉圏域の内、約94%を占める。



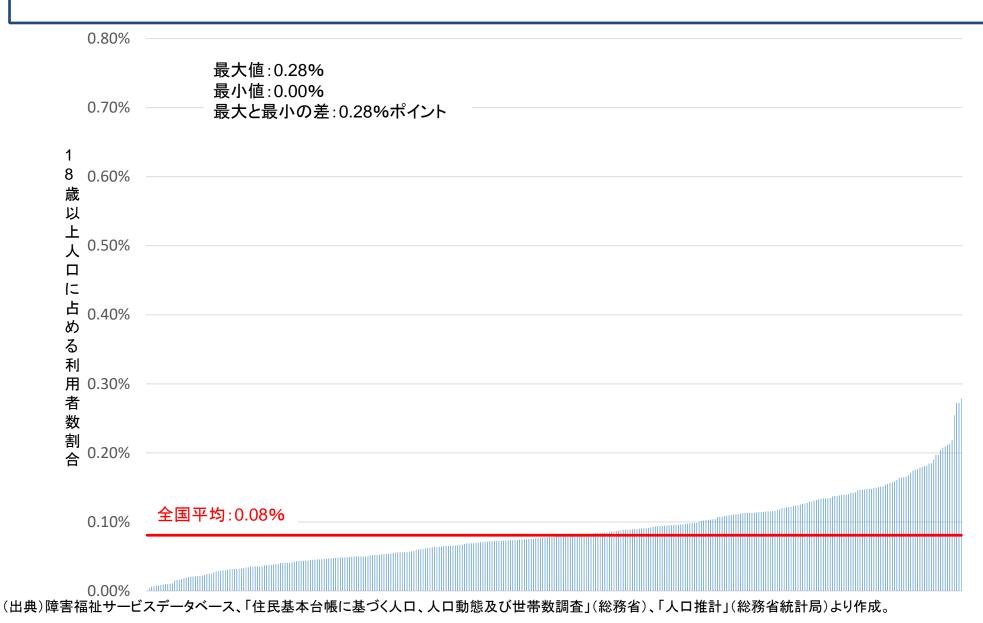
## 障害福祉分野における地域差(共同生活援助・<u>障害福祉圏域別</u>利用者数の伸び率) **<2021年度の利用者数と2023年度利用者数との比較>(年率換算)**

障害福祉圏域別共同生活援助の2023年度の利用者数の対2021年度比(年率換算)をみると、最大と最小の差は33.86%ポイントあり、伸び率がプラスの圏域数は、355障害福祉圏域の内、約95%を占める。



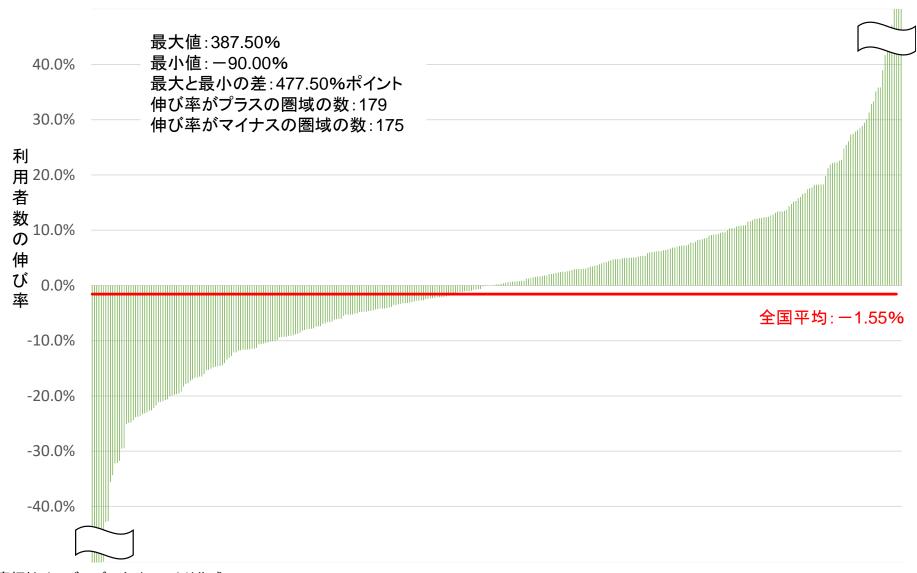
## 障害福祉分野における地域差(就労継続支援(A型)・障害福祉圏域別18歳以上人口に占める利用 者数割合)<2024年度>

障害福祉圏域別18歳以上人口に占める就労継続支援(A型)の利用者数割合をみると、最大と最小の差は0.28%ポイントある。



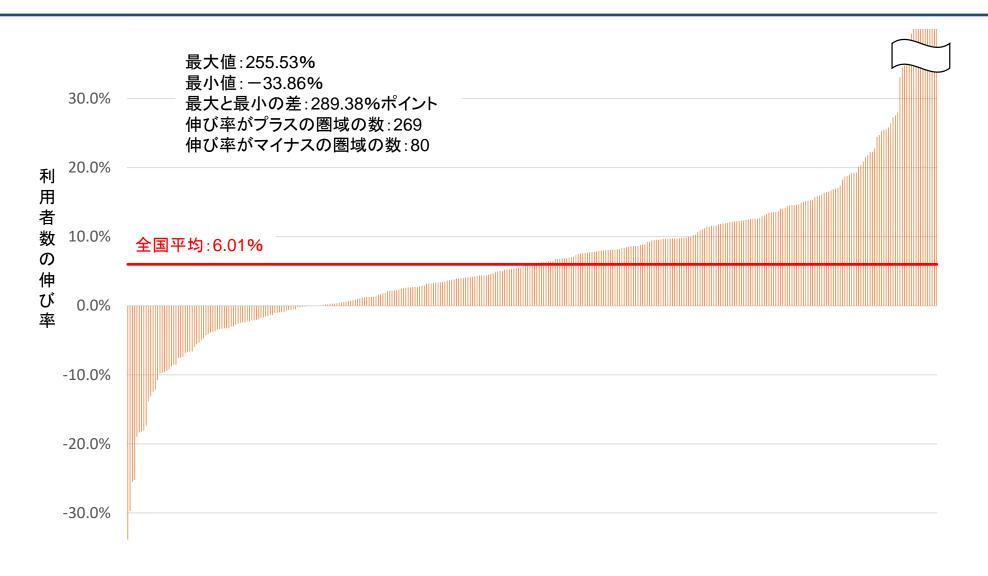
## 障害福祉分野における地域差(就労継続支援(A型)・障害福祉圏域別利用者数の伸び率) <2024年度平均の対前年度比>

障害福祉圏域別就労継続支援(A型)の2024年度の利用者数の対前年度比をみると、最大と最小の差は477.50%ポイントあり、伸び率がプラスの圏域数は、355障害福祉圏域の内、約50%を占める。



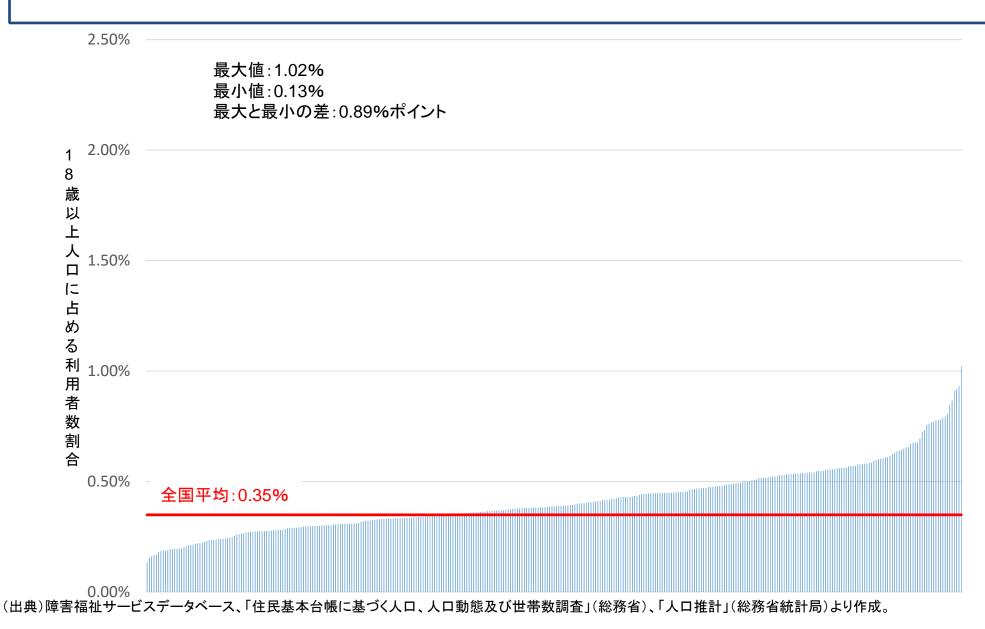
## 障害福祉分野における地域差(就労継続支援(A型)・障害福祉圏域別利用者数の伸び率) **<2021年度の利用者数と2023年度利用者数との比較>(年率換算)**

障害福祉圏域別就労継続支援(A型)の2023年度の利用者数の対2021年度比(年率換算)をみると、最大と最小の差は289.38%ポイントあり、伸び率がプラスの圏域数は、355障害福祉圏域の内、約76%を占める。



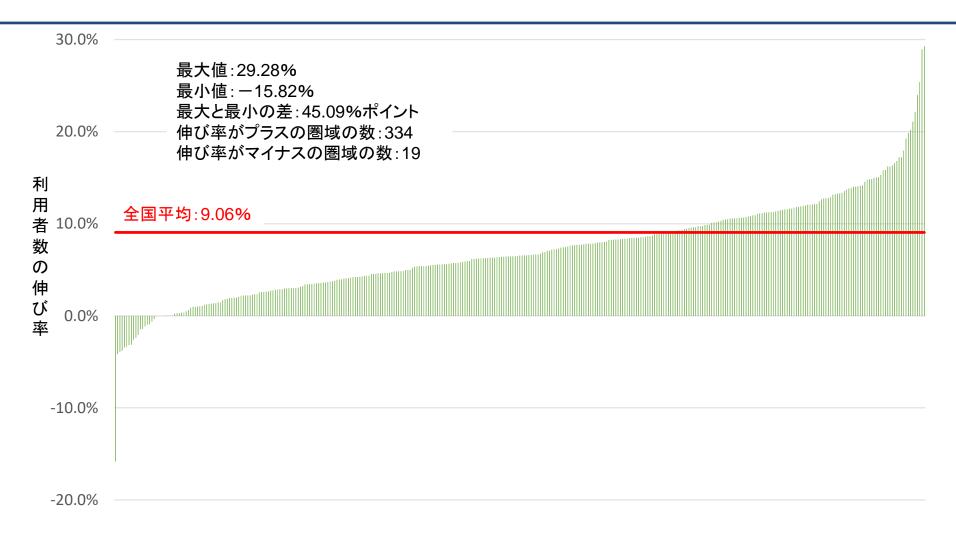
## 障害福祉分野における地域差(就労継続支援(B型)・障害福祉圏域別18歳以上人口に占める利用 者数割合)<2024年度>

障害福祉圏域別18歳以上人口に占める就労継続支援(B型)の利用者数割合をみると、最大と最小の差は0.89%ポイントある。



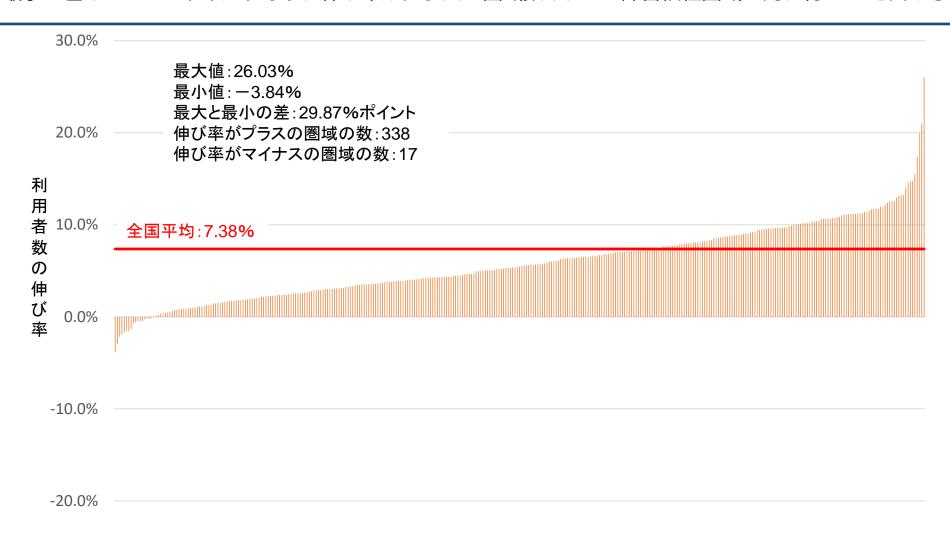
## 障害福祉分野における地域差(就労継続支援(B型)・障害福祉圏域別利用者数の伸び率) <2024年度平均の対前年度比>

障害福祉圏域別生活介護の2024年度の利用者数の対前年度比をみると、最大と最小の差は45.09%ポイントあり、伸び率がプラスの圏域数は、355障害福祉圏域の内、約94%を占める。



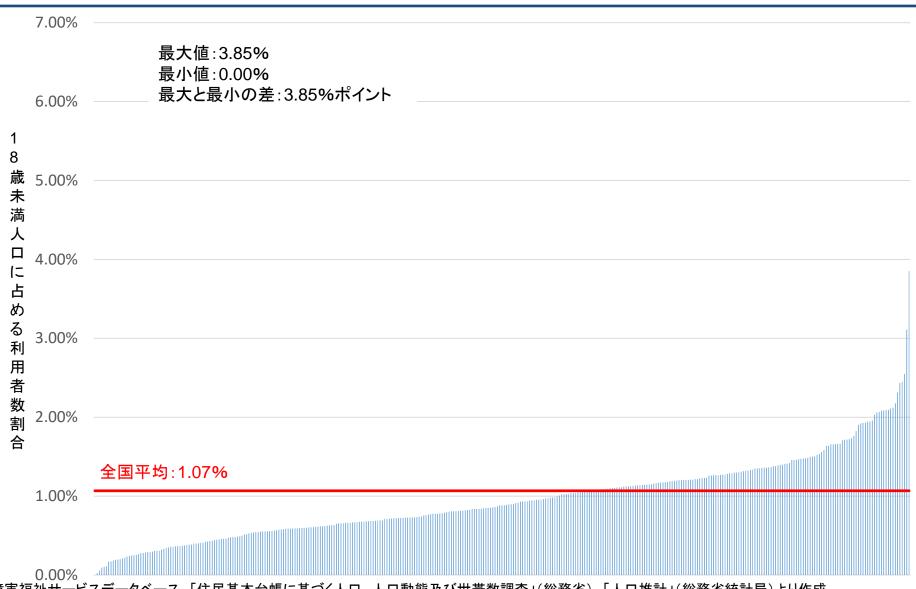
## 障害福祉分野における地域差(就労継続支援(B型)・障害福祉圏域別利用者数の伸び率) **<2021年度の利用者数と2023年度利用者数との比較>(年率換算)**

障害福祉圏域別就労継続支援(B型)の2023年度の利用者数の対2021年度比(年率換算)をみると、最大と最小の差は29.87%ポイントあり、伸び率がプラスの圏域数は、355障害福祉圏域の内、約95%を占める。



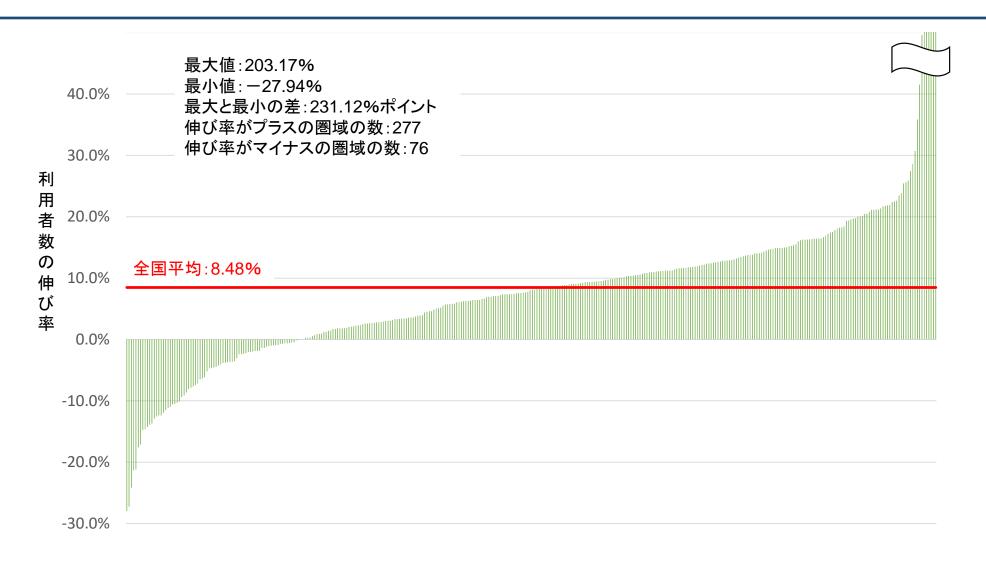
# 障害福祉分野における地域差(児童発達支援・<u>障害福祉圏域別</u>18歳未満人口に占める利用者数割合)<2024年度>

障害福祉圏域別18歳未満人口に占める児童発達支援の利用者数割合をみると、最大と最小の差は3.85%ポイントある。



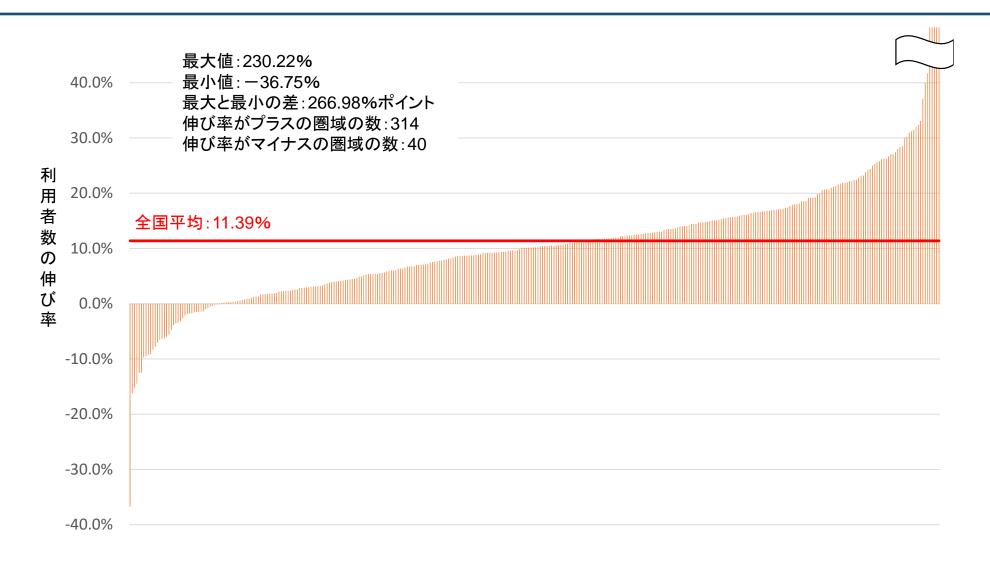
## 障害福祉分野における地域差(児童発達支援・**障害福祉圏域別**利用者数の伸び率) <2024年度平均の対前年度比>

障害福祉圏域別児童発達支援の2024年度の利用者数の対前年度比をみると、最大と最小の差は231.12%ポイントあり、伸び率がプラスの圏域数は、355障害福祉圏域の内、約78%を占める。



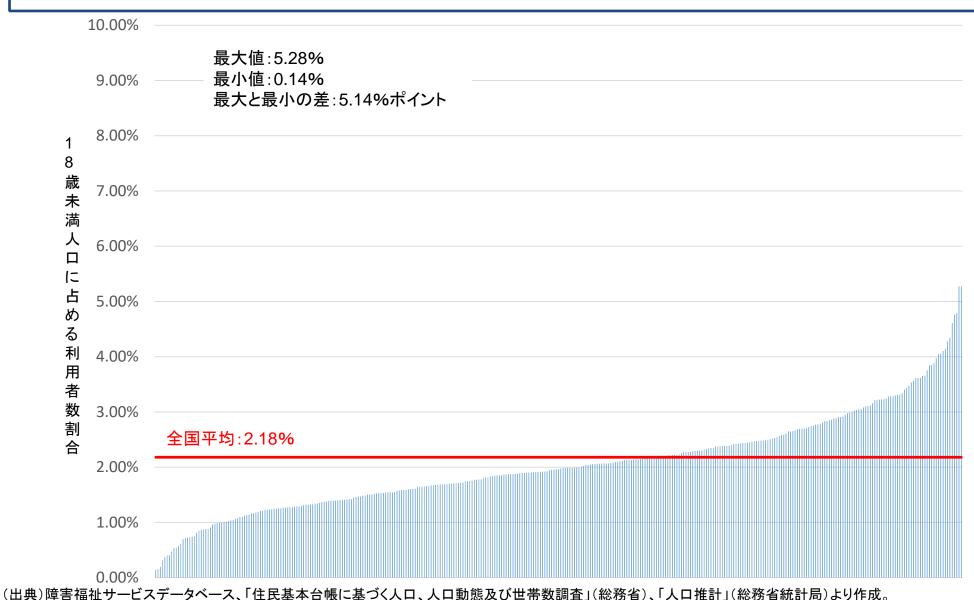
# 障害福祉分野における地域差(児童発達支援・<u>障害福祉圏域別</u>利用者数の伸び率) <u><2021年度の利用者数と2023年度利用者数との比較>(年率換算)</u>

障害福祉圏域別児童発達支援の2023年度の利用者数の対2021年度比(年率換算)をみると、最大と最小の差は266.98%ポイントあり、伸び率がプラスの圏域数は、355障害福祉圏域の内、約88%を占める。



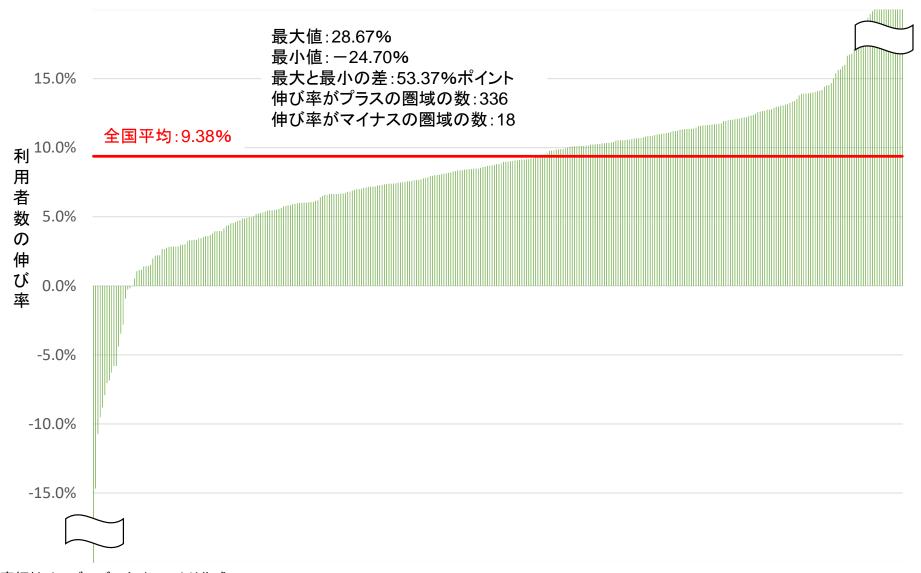
## 障害福祉分野における地域差(放課後等デイサービス・<u>障害福祉圏域別</u>18歳未満人口に占める利 用者数割合) < 2024年度>

障害福祉圏域別18歳未満人口に占める放課後等デイサービスの利用者数割合をみると、最大と最小の差は 5.14%ポイントある。



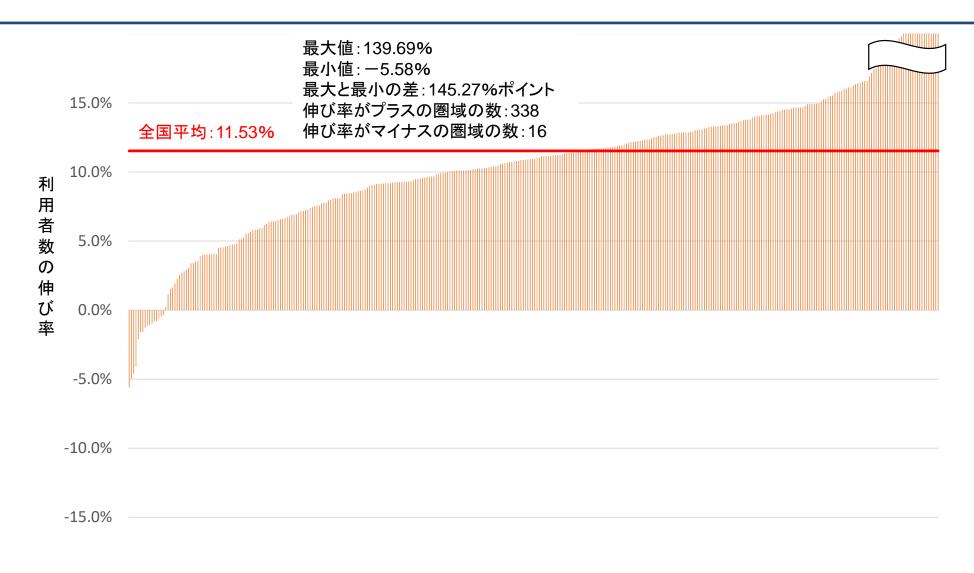
## 障害福祉分野における地域差(放課後等デイサービス・<u>障害福祉圏域別</u>利用者数の伸び率) <2024年度平均の対前年度比>

障害福祉圏域別放課後等デイサービスの2024年度の利用者数の対前年度比をみると、最大と最小の差は53.37%ポイントあり、伸び率がプラスの圏域数は、355障害福祉圏域の内、約95%を占める。



# 障害福祉分野における地域差(放課後等デイサービス・<u>障害福祉圏域別</u>利用者数の伸び率) **<2021年度の利用者数と2023年度利用者数との比較>(年率換算)**

障害福祉圏域別放課後等デイサービスの2023年度の利用者数の対2021年度比(年率換算)をみると、最大と最小の差は145.27%ポイントあり、伸び率がプラスの圏域数は、355障害福祉圏域の内、約95%を占める。



### 障害福祉分野における地域差関係のデータに関する傾向

### (人口に占めるサービス利用者数割合)

○ 生活介護、共同生活援助、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、児童発達支援及び放課後等デイサービスのいずれの6サービスでみても、**サービス利用者数割合が、全国平均と比べて、大きく乖離してい**る自治体が存在する。

### (利用者数の伸び率(2024年度対前年度比))

- 伸び率が高い傾向にある、共同生活援助、就労継続支援(B型)、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、全ての都道府県で伸び率がプラス、伸び率がプラスとなっている市町村は全体の約70%以上となっており、約30%から40%の市町村において、伸び率は、全国平均値よりも高い。
- なお、共同生活援助、就労継続支援(B型)及び放課後等デイサービスについては、全ての政令市及び中 核市でも伸び率がプラスとなっており、約60%の政令市及び中核市において、伸び率は、全国平均値よりも 高い。
- また、障害福祉圏域別でみても、これら3サービスについては、<u>約90%以上の障害福祉圏域において、伸び率がプラスとなっており、約30%から約40%の障害福祉圏域において、伸び率は、全国平均値よりも高い</u>。

### 障害福祉分野における地域差関係のデータに関する傾向

### (2021年度から2023年度にかけての伸び率の比較)

- 第6期障害福祉計画期間及び第2期障害児福祉計画期間である、2021年度から2023年度の期間にかけての利用者数の伸び率をみると、伸び率が高い傾向にある、共同生活援助、就労継続支援(B型)及び放課後等デイサービスについては、全ての都道府県で伸び率がプラス、伸び率がプラスとなっている市町村は全体の80%以上となっており、約30%から40%の市町村において、伸び率は、全国平均値よりも高い。
- 就労継続支援(B型)については、全ての政令市及び中核市で、共同生活援助及び放課後等デイサービスについては、**ほぼ全ての政令市及び中核市で伸び率がプラス**となっており、これら3サービスについて、<u>約</u> 60%の政令市及び中核市において、伸び率は、全国平均値よりも高い。
- また、障害福祉圏域別でみても、これら3サービス全てにおいて、<u>約95%以上の障害福祉圏域において、</u> **伸び率がプラス**となっており、<u>約30%から約40%の障害福祉圏域において、伸び率は、全国平均値よりも高</u> <u>い</u>。

## 地域差の是正に係る論点

#### 地域差の是正に向けた対応・サービス見込量の在り方について

### (地域差の是正に向けた対応)

- 前回の議論を踏まえて、サービス別・市町村別(障害福祉圏域別)の利用者や伸び率(2021年度の利用者数と2023年度利用者数との比較を含む)に係る資料をお示ししたところであるが、これらの資料を踏まえ、障害福祉サービスの利用に係る地域差についてどう考えるか。
- 地域差について、どのように捉えるのか。
- 一 ばらつきのある地域差の是正に向けて、どのように対応するのか。

### (サービス見込量の在り方)

○ 地域差の是正の観点も踏まえ、サービスの見込み量をどのように設定するべきか。

# 2 支給決定について

## 支給決定について

#### 1 支給決定プロセスについて

#### これまでの対応

- 支給決定については、個々のケースに応じて、個別の状況を丁寧に勘案することを前提とした上で、支給決定を公平かつ適正に行うため、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である旨を、各市町村に対して示しているところ。
- 令和6年度に調査研究を実施したところ、
  - ・明文化された支給決定基準を設けておらず担当者判断で支給決定を行っている自治体において、支給決定者 数の標準偏差(人口当たり利用者数のばらつき)が大きくなっている
  - ・支給決定プロセスにおいて、 市町村審査会や(自立支援)協議会に設定した検討の場などを活用した場合に、 支給決定者数の標準偏差が小さくなっている
  - 等の結果が得られたところ。

#### 今後の方向性

- 支給決定については、調査研究においても、担当者判断で支給決定を行っている自治体においては、支給決定者数のばらつきも大きくなる傾向がある。引き続き、各市町村に対し、個々のケースに応じて、個別の状況を丁寧に勘案することを前提とした上で、公平かつ適正な支給決定のために、支給決定基準の策定を促していくべきではないか。また、制度の変更や地域のサービス提供体制の状況等を踏まえ、必要に応じ、基準を見直していくことも促していくべきではないか。
- また、支給決定における市町村審査会などの活用や、(自立支援)協議会に設定した検討の場の活用など、 支給決定プロセスにおいて第三者機関の活用した場合にばらつきが押さえられている結果となっており、「介 護給付費等に係る支給決定事務等の事務処理要領」に記載するなど、こうした取組を自治体に対して周知して いくことが考えられるのではないか。

## 支給決定について

#### 2 のぞまないセルフプランの解消について

#### これまでの対応

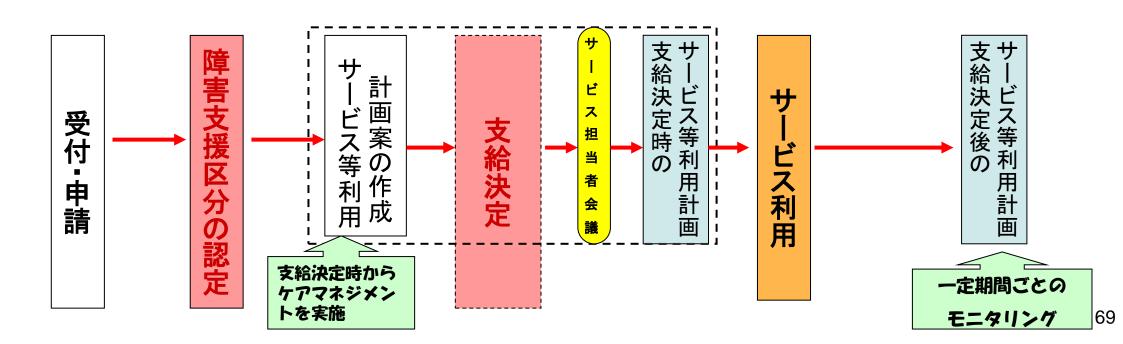
- 相談支援事業者以外の者が作成するセルフプランは、身近な地域に指定特定相談支援事業所がない場合又は 障害者や障害児の保護者が希望する場合に利用が認められているものである。
- 相談支援事業所数や利用者数は年々増加している一方、セルフプランの割合は地域ごとにばらつきが大きく なっており、まず、令和7年3月から、都道府県ごとに加え、市町村ごとのセルフプラン率を国が公表し、見え る化を図ったところ。(令和6年3月末時点の全国のセルフプラン率:計画相談15.8%、障害児相談30.7%)
- 相談支援人材の確保対策としては、以下の取組を実施。
  - ① 令和6年度報酬改定における、計画相談等の基本報酬や各種加算の見直しによる経営状況の改善や、「相談支援員」の創設による人員体制の確保
  - ② 令和6年度補正予算による、法定研修の強化(国研修の拡充、都道府県研修に対する10/10補助)
- また、令和4年の障害者総合支援法の改正における基幹相談支援センターの強化を踏まえ、地域における相談支援の体制整備の再構築を行っているところであるが、基幹相談支援センターの市町村の設置率は、未だ約6割の設置状況(または機能が不十分)であり、令和6年度から令和8年度に向けて、以下の取組等を実施。
  - ① 都道府県とのブロック会議、市町村向けオンライン研修の開催(令和6年度~令和8年度の実施を予定)
  - ② アドバイザーによる基幹相談支援センター等の設置・機能強化促進モデル事業の実施(")

#### 今後の方向性

○ 引き続き、各自治体の状況を見える化し、各自治体における地域の状況を自ら分析する取組を促しながら、 次期障害福祉計画に改善に向けた取組を記載していくべきではないか。あわせて、相談支援体制の充実強化等 も進めつつ、各自治体におけるのぞまないセルフプランの解消の取組を促していくべきではないか。

# 支給決定プロセスについて

- 市町村は、障害者又は障害児の保護者から支給決定の申請があった場合には、指定を受けた特定相談支援 事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行う。
  - \* サービス等利用計画は、平成27年度から市町村が支給決定を行うに際し、全ての利用者を対象。
  - \* 上記の計画案に代えて、指定特定相談支援事業者以外の者が作成する計画案(セルフプラン)を提出可。
- 支給決定時のサービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。
- 障害児についても、児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの 利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成する。
  - \* 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者総合支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等 利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成)



#### 支給決定基準作成に向けた検討のお願い

- 事務処理要領において、「市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である」旨をお示ししているところ。
- 公平かつ適正な支給決定のため、各都道府県におかれては、管内市町村に支給決定基準の作成を働きかけていただくとともに、未作成の市町村におかれては、下記や他市の例を参考に、支給決定基準の作成を検討いただきたい。
   なお、令和6年10月1日時点の各市町村の策定状況は現在集計中だが、今後も、各市町村における支給決定基準の策定状況のフォローアップを行っていく予定。

#### 【**支給決定基準の定め方**】(事務処理要領 P74~参照)

- ・支給決定基準は、障害支援区分のほか、介護を行う者の状況(介護者の有無やその程度)、日中活動の状況、他の サービスの利用状況(介護保険サービスの利用の有無等)等の勘案事項を基礎に設定することが想定される。
- なお、置かれている環境(居住の状況等)等、あらかじめ数値化するのが困難事項については、個々に勘案するようにすることが適当である。
- また、国庫負担基準は、あくまで国が市町村の給付費の支弁額に対して国庫負担する際の一人当たりの基準額であり、当該基準額が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意いただきたい。
- ※ 支給決定事務における留意事項については、障害保健福祉関係主管課長会議(令和6年3月25日)資料5においてもお示ししているため、あわせて参考にしていただきたい。
  - ・ 障害者総合支援法に基づく自立支援給付費と介護保険法との適用関係(P69~) 画一的な基準(一定の要介護度や障害支援区分以上であること、特定の障害があることなど)のみに基づき判断することは適当でないこと 等
  - ・ 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について (P121~) 利用者一人ひとりの障害の状態、その他の心身の状況及び利用意向等を踏まえて適切な運用及び支給量の設定を行うこと 等

## 障害福祉サービスにおける支給決定等に関する調査研究 (令和6年度障害者総合福祉推進事業)

- 〇 介護給付においては、人口規模が大きい自治体において明文化された支給決定基準を設けている自治体が多くみられた。
- 政令市、中核市、人口10万人以上市町村では、明文化された支給決定基準が整備されている自治体は8割以上。
- 人口5万人以上市町村では、明文化された支給決定基準を設けている自治体は6割程度、人口5万人未満市町村では、 明文化された支給決定基準が整備されている自治体は半数程度。

### ■【介護給付】明文化された支給決定基準の有無(単位:%)

	回答 自治体数 (団体)	明文化された 基準あり (要綱を公 表)	明文化された 基準あり (公表無し)	明文化された 基準無し (部署内で考 え方を統一)	明文化された 基準無し (担当者で 判断)	その他
政令市	12	41.7	41.7	16.7	0.0	0.0
中核市	43	48.8	46.5	2.3	2.3	0.0
人口10万人以上 市町村	111	27.9	52.3	14.4	3.6	1.8
人口5万人以上 市町村	138	21.7	39.9	33.3	3.6	1.4
人口5万人未満 市町村	438	16.2	32.4	33.8	13.0	4.6
合計	742	21.3	37.7	28.7	9.0	3.2

- 訓練等給付においては、中核市で明文化された支給決定基準を設けている自治体が多くみられた。
- それ以外の自治体では、人口規模別による支給決定基準の整備状況の違いがみられなかった。

## ■【訓練等給付】明文化された支給決定基準の有無(単位:%)

	回答 自治体数 (団体)	明文化された 基準あり (要綱を公 表)	明文化された 基準あり (公表無し)	明文化された 基準無し (部署内で考 え方を統一)	明文化された 基準無し (担当者で 判断)	その他
政令市	12	16.7	41.7	41.7	0.0	0.0
中核市	43	46.5	34.9	18.6	0.0	0.0
人口10万人以上 市町村	111	19.8	38.7	30.6	6.3	4.5
人口5万人以上 市町村	138	15.2	29.0	49.3	4.3	2.2
人口5万人未満 市町村	438	13.9	23.1	42.7	15.1	5.3
合計	742	17.0	27.5	40.7	10.6	4.2

- 介護給付、訓練等給付ともに、明文化された支給決定基準を設けておらず担当者判断で支給決定を行っている自治体において、支給決定者数の標準偏差が大きく、支給決定者数の平均値も大きくなっている。
- 支給決定に際して、統一された基準や運用方法の有無が、支給量の地域差(ばらつき)を生んでいる要因の一つとして影響していると考えられる。

## ■【介護給付】明文化された支給決定基準の有無と人口千人当たりの障害福祉サービス支給決定者数 の関係(単位:人)

	明文化された基準あり(要綱を公表)	明文化された基準あり (公表無し)	明文化された基準無し (部署内で考え方を統 ー)	明文化された基準無し (担当者で判断)
最大値	37.9	23.2	23.8	31.0
平均値	9.1	8.7	9.3	10.0
最小値	2.2	3.2	0.0	0.0
標準偏差	4.3	2.9	3.4	5.0

# ■【訓練等給付】明文化された支給決定基準の有無と人口千人当たりの障害福祉サービス支給決定者数の関係(単位:人)

	明文化された基準あり(要綱を公表)	明文化された基準あり (公表無し)	明文化された基準無し (部署内で考え方を統 一)	明文化された基準無し (担当者で判断)
最大値	35.9	17.3	19.0	29.1
平均値	7.2	6.9	7.5	8.1
最小値	2.7	1.5	0.0	0.0
標準偏差	3.9	2.4	2.7	<b>4.0</b> 73

- 介護給付において、支給決定の過程で実施しているプロセスとして、「相談支援専門員による聴取」で81.4%、「自治体職員による申請者との面接」で77.2%、「サービス等利用計画案の評価」で70.8%となっており、これらのプロセスが多くの自治体で実施されていることが確認された。
- 障害者更生相談所、(自立支援)協議会に設定した検討の場の活用など、第三者機関の活用は少数にとどまった。

## ■【介護給付】支給決定の過程で実施しているプロセス(単位:%、複数回答)

	回答自 治体数 (団 体)	自治体 間 員 る ま る ま る き る き る き る き る き る う の の の も う の も う の も う も う も う も う も う	相談支 援専門 員によ る聴取	市 審 の 聴 二 定 く )	身体障 害者更 生相談 所の意 見聴取	知的障 害者更 生相談 所の 見聴取	精神保 健センターの 意取	児童相 談所の 意見聴 取	サービ ス等利 用計画 案 価	課内会 議等の 庁内会 議 議	(支協にし討の 自援議設たの活 の活の活	その他
政令市	12	100.0	83.3	58.3	16.7	25.0	16.7	41.7	91.7	58.3	16.7	8.3
中核市	43	79.1	67.4	48.8	2.3	0.0	4.7	25.6	83.7	37.2	0.0	4.7
人口10 万以上市 町村	111	82.9	81.1	54.1	0.9	2.7	5.4	25.2	73.9	46.8	1.8	3.6
人口5万 人以上市 町村	138	76.1	84.1	40.6	0.7	2.2	3.6	19.6	74.6	33.3	4.3	2.2
人口5万 人未満市 町村	438	75.3	82.0	25.3	1.4	0.9	1.6	11.2	66.9	15.5	2.3	2.5
合計	742	77.2	81.4	34.4	1.5	1.8	3.0	16.2	70.8	25.5	2.7	2.8 <sub>7</sub> /

○ 訓練等給付においても、「相談支援専門員による聴取」で80.3%、「自治体職員による申請者との面接」で76.4%、「サービス等利用計画案の評価」で67.4%となっており、介護給付と概ね同様の結果となった。

## ■【訓練等給付】支給決定の過程で実施しているプロセス(単位:%、複数回答)

	回答自 治体数 (団 体)	自治体 職員 よる申 請者と の面接	相談支 援専門 員によ る聴取	市町村 審査 の 聴取 ( 二定 く )	身体障 害者更 生相談 所の意 見聴取	知的障 害者更 生相談 所の意 見聴取	精神保 健福 セン ターの 意見 取	児童相 談所の 意見聴 取	サービ ス等利 用計画 案の評 価	課内会 議等の 庁内会 議 議	( 支援 協議会 に し 対 の 活 の 活 用	その他
政令市	12	100.0	75.0	41.7	25.0	25.0	16.7	50.0	91.7	58.3	25.0	16.7
中核市	43	81.4	69.8	39.5	0.0	0.0	4.7	30.2	74.4	37.2	2.3	4.7
人口10 万以上市 町村	111	82.0	82.0	36.0	1.8	3.6	4.5	20.7	69.4	42.3	1.8	1.8
人口5万 人以上市 町村	138	79.7	84.1	22.5	0.0	0.7	5.1	23.9	72.5	31.9	4.3	2.9
人口5万 人未満市 町村	438	72.8	79.9	11.4	0.9	0.7	1.6	10.3	63.9	14.8	1.8	3.4
合計	742	76.4	80.3	19.3	1.2	1.5	3.1	16.2	67.4	24.1	2.7	3.4

- 介護給付において、「(自立支援)協議会に設定した検討の場の活用」を実施している自治体において、支給決定者数の標準偏差が低いことが確認できた。
- ■【介護給付】支給決定の過程で実施しているプロセスと人口千人当たりの障害福祉サービス支給決定者 数の関係(単位:人)

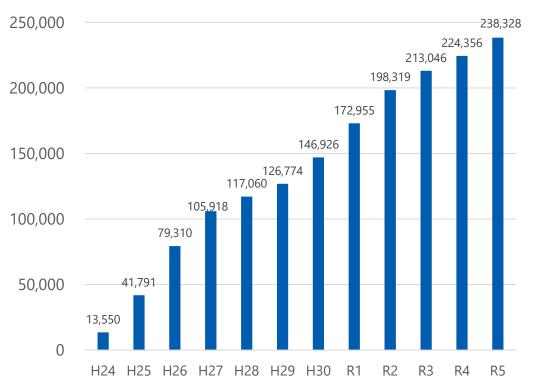
	自治体職 員による 申請者と の面接	相談支援 専門員に よる聴取	市町村審 査会の意 見聴取 (二次判 定を除 く)	身体障害 者更生相 談所の意 見聴取	知的障害 者更生相 談所の意 見聴取	精神保健 福祉セン ターの意 見聴取	児童相談 所の意見 聴取	サービス 等利用計 画案の評 価	課内会議 等の庁内 会議で協 議	(自立支援)協議会に設定した検討の場の活用
最大値	37.3	37.9	37.3	21.9	21.9	21.9	21.9	37.3	23.2	12.3
平均値	8.9	9.0	8.4	9.0	9.1	8.1	8.9	8.8	8.6	8.2
最小値	0.0	0.0	0.0	4.8	4.7	2.0	3.5	0.0	0.0	5.4
標準偏差	3.4	3.7	3.4	4.5	4.4	3.8	3.1	3.3	3.4	2.0

- 〇 訓練等給付においても、「(自立支援)協議会に設定した検討の場の活用」を実施している自治体において、支給決定者 数の標準偏差が低いことが確認できた。
- ■【訓練等給付】支給決定の過程で実施しているプロセスと人口千人当たりの障害福祉サービス支給決定 者数の関係(単位:人)

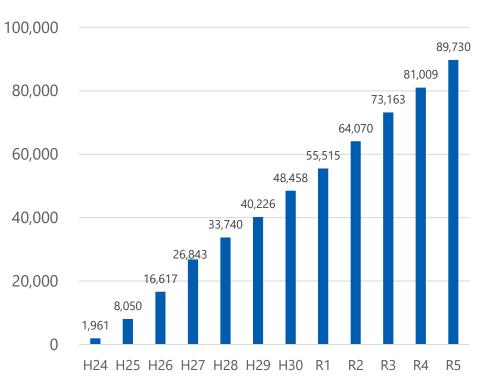
	自治体職 員による 申請者と の面接	相談支援 専門員に よる聴取	市町村審 査会の意 見聴取 (二次判 定を除 く)	身体障害 者更生相 談所の意 見聴取	知的障害 者更生相 談所の意 見聴取	精神保健 福祉セン ターの意 見聴取	児童相談 所の意見 聴取	サービス 等利用計 画案の評 価	課内会議 等の庁内 会議で協 議	(自立支援)協議会に設定した検討の場の活用
最大値	29.1	35.9	15.1	11.9	11.1	15.1	15.1	19.7	15.1	10.6
平均値	7.1	7.3	6.8	7.3	6.7	6.8	7.2	7.2	6.6	7.0
最小値	0.0	0.0	0.0	3.5	4.0	0.0	3.4	0.3	0.0	3.9
標準偏差	2.7	3.1	2.4	2.8	2.2	3.0	2.3	2.6	2.5	2.0

## 相談支援の現状

計画相談支援 利用者数の推移(一月平均(人))



障害児相談支援 利用者数の推移(一月平均(人))



(出典) 国保連データ

## 相談支援の現状

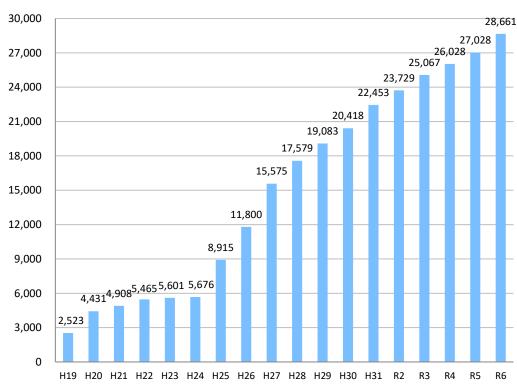
指定特定・指定障害児相談支援事業所数(経年比較)



#### 指定特定・指定障害児相談支援事業所のうち

- ■市町村から障害者相談支援事業の委託を受けていない事業所
- ■市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所
- ※H23年度以前のデータは、指定相談支援事業所数。
- ※H23年4月1日の指定相談支援事業所数は、被災3県を除くデータ。

## 指定特定・指定障害児相談支援事業所に配置されている 相談支援専門員の人数(経年比)



- ※H23年度以前のデータは、指定相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の人数。
- ※H23年4月1日の相談支援専門員の人数は、被災3県を除くデータ。
- ※指定特定・指定障害児相談支援事業所の指定以外に、
  - 指定一般相談支援事業所の指定も併せて受けている場合、
  - 指定一般相談支援事業所の相談支援の業務に従事する相談支援専門員の人数も含めて計上している。

(出典) 障害者相談支援事業の実施状況等について

## セルフプランについて(障害者総合支援法等の規定)

## ○障害者総合支援法(抄)

(支給要否決定等)

第二十二条 <u>市町村は</u>、第二十条第一項の申請に係る**障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、 当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関す る意向その他の主務省令で定める事項を勘案して**介護給付費等の**支給の要否の決定**(以下この条及び第二十七条において「支給要否決定」という。)**を行うもの**とする。

2~4 (略)

5 前項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求められた障害者又は障害児の保護者は、<u>主務省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画案に代えて主務省令で定めるサービス等利用計画案【セルフプラン】を提出することができる。</u>

6~8 (略)

## ○障害者総合支援法施行規則(抄)

(法第二十二条第五項に規定する主務省令で定める場合) 【セルフプランが認められる場合】

第十二条の四 法第二十二条第五項に規定する主務省令で定める場合は、身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合 い場合 い場合 以は法第二十条第一項の申請に係る**障害者又は障害児の保護者が次条に規定するサービス等利用計画案の提** 出を希望する場合とする。

(法第二十二条第五項に規定する主務省令で定めるサービス等利用計画案) 【セルフプラン】

第十二条の五 法第二十二条第五項に規定する主務省令で定めるサービス等利用計画案は、**指定特定相談支援事業者 以外の者が作成するサービス等利用計画案**とする。

## (参考) 「計画相談支援等に係る令和3年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について」 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知(障障発0331第7号 令和3年3月31日)(抄)

#### (6) セルフプランについて

いわゆる「セルフプラン」(以下単に「セルフプラン」という。)については、従前よりお示ししてきたとおり、「**障害者本人(又は保護者)のエンパワメントの観点からは望ましいものであるが、自治体が計画相談支援等の体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者をセルフプランに誘導するようなことは厳に慎むべき」という方針**に変わりはない。本方針を踏まえ、各自治体においてはセルフプランに関して以下の取組を行うことが望ましい。

- 1) セルフプランを作成している者への意向調査を行うことにより、相談支援専門員によるケアマネジメントの希望の有無等を把握すること。
- 2) <u>計画相談支援を提供する体制が十分でないためにセルフプランを作成している者が多い市町村については、体制</u>整備のための計画を作成すること。
- 3) セルフプランにより支給決定されている事例について、第四の2の(2)の3) のモニタリング結果の検証等とあ わせて一定数を抽出し、**基幹相談支援センター等による事例検討等において検証を行い、必要に応じてセルフプラ ン作成者に対して、専門的見地からの助言等を行うこと。**

なお、3)の取組については、専門的見地を持つ相談支援専門員の助言により、セルフプラン作成者に対して新たな気づきが生まれ、セルフプランを自らの意思で見直すこと等により、本人等のエンパワメントをより引き出すという趣旨である。このため、セルフプラン作成者と一定期間の関係性を持ち、信頼関係を醸成した上で、助言等を行うことが望ましい。

### セルフプラン率について(令和6年3月末時点) 出典:令和6年度障害者相談支援事業の実施状況等について

○ セルフプランの割合は地域ごとに大きくばらつきがあり、本人や障害児の保護者が希望しない場合もセルフプランとなっている地域がある。今般、従前からの都道府県毎の公表に加え、市町村毎の結果について、人口規模別にした上で厚生労働省・こども家庭庁のHPに掲載したところ。各市町村におかれては他市町村の状況も踏まえつつ、相談支援体制の充実強化等も含め、望まないセルフプランの解消に取り組んでいただくとともに、各都道府県におかれては相談支援の体制整備が進んでいない市町村に対して必要な支援をお願いしているところ。 ※モニタリングの設定実施期間も同様に見える化

(厚生労働省): <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage-44635.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage-44635.html</a>

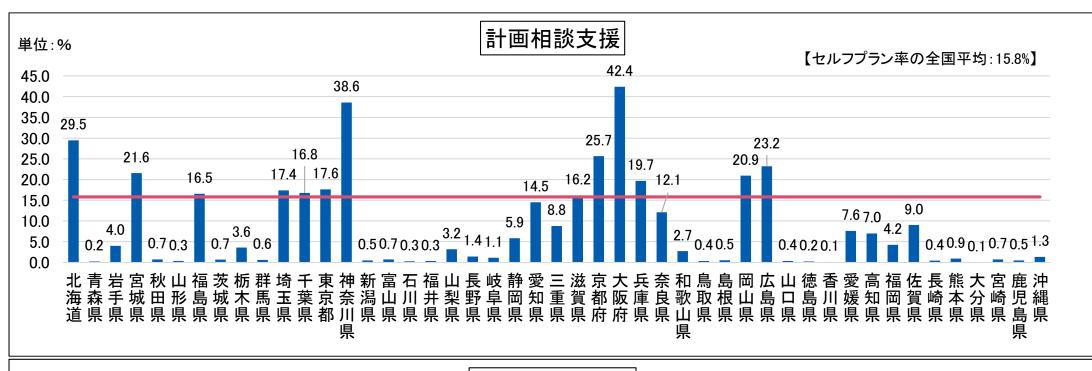
(こども家庭庁): https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku#h2 free9

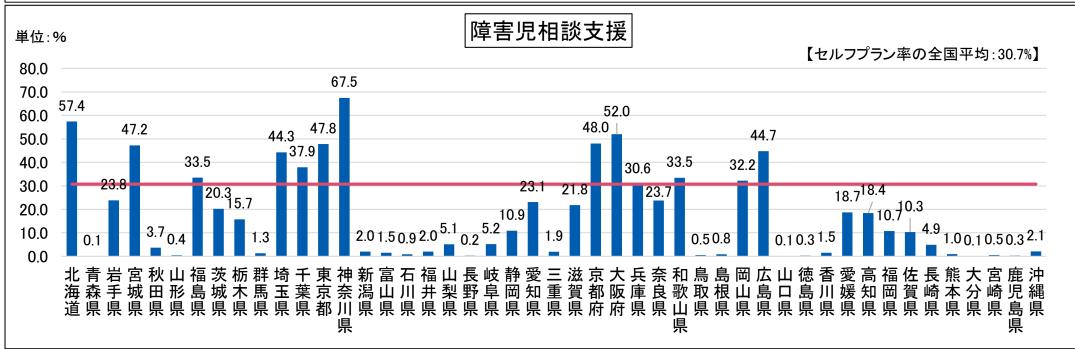
#### 以下の区分で全市町村を掲載

- 政令指定都市
- ・特別区
- 中核市
- ・一般市(人口20万人以上)
- ・一般市(人口10万~20万人未満)
- ・一般市(人口5万から10万人未満)
- ・一般市(人口5万人未満)
- ・町村(人口2万人以上)
- ・町村(人口1万~2万人未満)
- ・町村(人口5千~1万人未満)
- ・町村(人口3千~5千人未満)
- ・町村(人口3千人未満)

			人口	障害者総合 (令和6年3		児童福祉法分 (令和6年3月末時点)		
	都道府県	市区町村名	(令和6年1月1 日住民基本台 帳人口)	障害福祉 サービス等 受給者数	セルフプラン 率	障害児通所 支援受給者数	セルフプラン 率	
政令指定都市	北海道	札幌市	1,956,928	27,576	55.7%	18,484	84.7%	
	宮城県	仙台市	1,066,362	9,883	37.6%	4,054	72.6%	
	埼玉県	さいたま市	1,345,012	8,936	21.1%	6,149	62.4%	
	千葉県	千葉市	978,899	8,412	14.5%	5,196	24.2%	
	神奈川県	横浜市	3,752,969	27,305	37.4%	17,848	80.2%	
	神奈川県	川崎市	1,529,136	8,093	64.1%	6,519	77.2%	
	神奈川県	相模原市	717,861	6,681	33.2%	3,906	62.7%	
	新潟県	新潟市	767,565	6,560	0.5%	2,605	0.2%	
	静岡県	静岡市	677,736	5,938	2.5%	3,807	4.9%	
	静岡県	浜松市	788,985	6,675	0.1%	4,854	0.0%	
	愛知県	名古屋市	2,297,745	27,749	21.7%	9,584	45.0%	
	京都府	京都市	1,379,529	14,976	33.9%	6,934	78.3%	
	大阪府	大阪市	2,757,642	44,954	45.5%	19,437	47.9%	
	大阪府	堺市	817,041	11,327	33.0%	3,989	54.9%	
	兵庫県	神戸市	1,500,425	16,947	49.8%	7,361	88.3%	
	岡山県	岡山市	698,671	7,370	35.4%	5,631	71.9%	
	広島県	広島市	1,178,773	11,839	43.5%	7,535	76.1%	
	福岡県	北九州市	921,241	11,314	8.3%	4,993	21.2%	
	福岡県	福岡市	1,593,919	17,838	2.3%	7,472	16.1%	
	熊本県	熊本市	731,722	6,035	1.6%	4,913	1.0%	

## セルフプラン率について(令和6年3月末時点) 出典:令和6年度障害者相談支援事業の実施状況等について





## 相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

#### ①基本報酬等の充実 (算定要件の見直しと単位数の引きげ)

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、 基本報酬を引き上げ
  - ※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談 支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の	サービス利用支援費 ※			
10000000000000000000000000000000000000	相談支援専門員数	現行	報酬引き上げ		
機能強化(1)	4名以上	1,864単位	2,014単位		
機能強化(Ⅱ)	3名以上	1,764単位	1,914単位		
機能強化 (Ⅲ)	2名以上	1,672単位	1,822単位		
機能強化(IV)	1名以上	1,622単位	1,672単位		
機能強化なし		1,522単位	1,572単位		

- ※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ
- ※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加

「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係 る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

|● 主任相談支援専門員加算

地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談 支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後					
100単位	<ul><li>(新) 300単位(中核的な役割を担う相談支援事業所の場合)</li><li>100単位(上記以外)</li></ul>					

地域体制強化共同支援加算(支援困難事例等の課題の協議会への報告) 算定対象事業所を追加(※2と同じ)

#### ②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

● 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、 連携対象の追加(訪問看護事業所)、算定回数などの評価の見直しを行う。

#### 面談・会議

· 医療機関、保育、教育 ・ 機関等との面談・会議 必要な情報提供を実施



利用者の通院に同行し、

・関係機関に対して文書 により情報提供を実施















		,-	
加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・	面談・会議	100単位	計画作成月: <u>200</u> 単位 <u>モニタリング月:300単位</u>
教育機関等連 携加算	(新)通院同行	_	300単位
	_(新)情報提供	_	150単位
	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
集中支援加算	<u>(新)通院同行</u>	_	300単位
	<u>(新)情報提供</u>	_	150単位
その他加算	訪問	200・300単位	300単位
	情報提供	100単位	150単位

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

● 要医療児者支援体制加算等 医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算 行動障害支援体制加算 精神障害者支援体制加算	35単位	<u>対象者あり:60単位</u> 対象者なし:30単位
<u>(新)高次脳機能障害支援体制加算</u>	—	

● 支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得 た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。

### ③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- ●機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。<sub>84</sub>

## 相談支援員の配置促進のための調査研究

令和6年度障害者総合福祉推進事業

#### 本調査研究の目的

相談支援事業所の相談支援体制の現状や、社会福祉士等の養成機関における学生のニーズ等を把握したうえで、令和6年度に創設された「相談支援員」の活躍の推進、養成機関への働きかけを行うための方策ならびに「相談支援員」の配置促進に資する方策を検討する。

#### 本調査研究の概要

#### 1) 相談支援事業所調査・相談 支援員調査

機能強化型の基本報酬を算定している 指定特定相談支援事業所で、かつ主任 相談支援専門員を配置している事業所、 および当該事業所で従事している相談 支援員を対象にWebアンケートを実施 【回答】事業所:119か所、相談支援員:30人

#### 2) ヒアリング調査

すでに相談支援員を配置している相談 支援事業所を対象にオンラインによるヒ アリング調査を実施(プレヒアリング: 2ヵ 所、上記アンケート調査から抽出: 4ヵ所)

## 3) 社会福祉士・精神保健福祉士の養成機関に関する調査

社会福祉士・精神保健福祉士の両方 の資格取得が可能な4年制大学で、 障害福祉に関わる授業を担当してい る教員、および学生(3年生)を対 象にWebアンケートを実施

【回答】教員:57人、学生:259人

#### 調査結果の概要

- ・相談支援員を配置済み事業所は21事業所
- ・配置のメリットとして、実践を通した育成、対応ケース数の増加等。一方課題として、育成体制の整備、業務範囲が限定的、主任の業務負担等

#### 【相談支援員調査】

【相談支援事業所調查】

・主任等の同行により業務の流れを理解しやすい、 相談支援専門員の資格取得後にすぐに業務に移 行しやすい

#### 【ヒアリング調査】

- ・[事業所] 人材不足を補い、相談支援専門員の 業務をサポートできる等即戦力となる一方で、 法人・事業所における人材育成の強化が必要
- ・[相談支援員本人] 担当できる業務が増え、経験を積むことができる

#### 【養成機関に関する調査】

- ・ [教員] 学生が障害福祉分野に興味を持つには、 現場体験、魅力・やりがいの発信等が必要
- ・ [学生] 相談支援専門員の認知度は88.4%。 84.6%が「相談支援員」に関心がある

#### 4) 周知のためのリーフレットの作成

上記調査結果および検討委員会での検討結果を踏まえ、社会福祉士・精神保健福祉士の養成機関、資格取得を目指している学生や社会福祉士・精神保健福祉士の有資格者、また、相談支援事業所等に対して「相談支援員」の周知を図るためのツール(リーフレット「障害福祉分野の相談支援員を知っていますか」)を作成

#### 「相談支援員」の周知用リーフレット



(令和7年4月28日付事務連絡により周知)

URL: 001510898.pdf

#### ① 施策の目的

障害福祉分野における相談支援専門員、サービス管理責任者(または児童発達支援管理責任者)の 人材不足は喫緊の課題であり、国及び各都道府県における人材養成の強化等の取組を緊急に実施す るなど人材確保を図ることにより、障害児者やその家族等に対する相談支援体制の整備を図る。

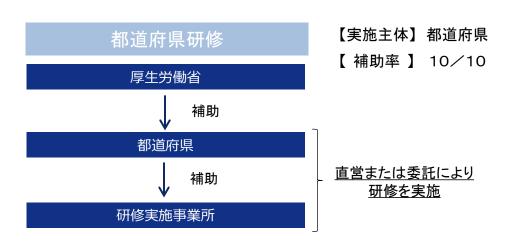
#### ② 対策の柱との関係

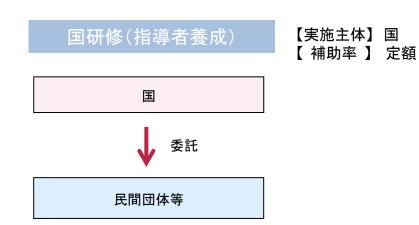
I	II	Ш
		0

#### ③ 施策の概要

都道府県が実施主体である相談支援従事者養成研修及びサービス管理責任者養成研修等について、緊急に研修体制を強化するための費用を補助するとともに、国が実施する指導者養成研修(都道府県における研修の企画立案・運営の中心的な役割を担う指導者を対象)の拡充を図る。

#### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等





#### ⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

国と都道府県が一体となって質の高い人材を養成することにより、地域における専門人材の確保と事業所の質の向上を図り、障害児者(またはその家族)の安心した地域生活、自立や社会参加の促進につながる。また、のぞまないセルフプランの解消に資するものである。

## 令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた今後の基幹相談支援センターの全体像

## 基幹相談支援センターの事業・業務等(障害者総合支援法第77条の2)

※令和6年4月1日施行

○ 市町村は、基幹相談支援センターを設置するよう努めるものとする。(法第77条の2第2項) (一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))



- 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うことを目的 とする施設。 (法第77条の2第1項)※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
  - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)·成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
  - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務 (身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)

個別支援(特にその対応に 豊富な経験や高度な技術・知 識を要するもの)

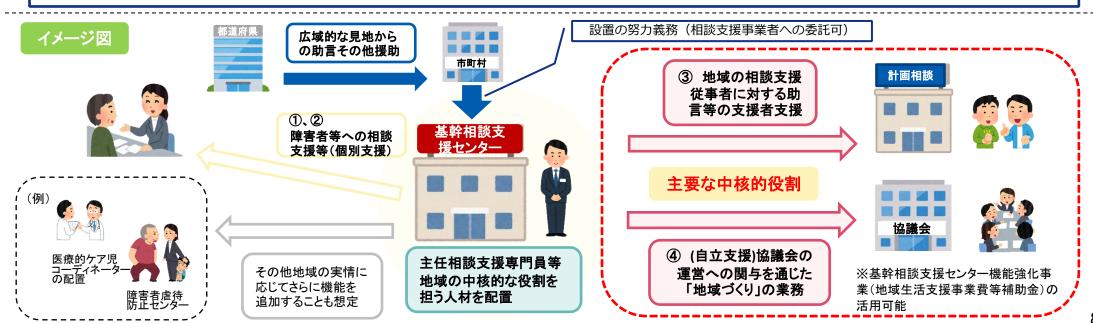
③ 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援

(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する 運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)

④ (自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務 (法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務)

③④が主要な 「中核的な役割」

都道府県は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、<u>広域的な見地からの助言その</u> 他援助を行うよう努めるものとされている。(法第77条の2第7項)



## 現行の相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置される人員	業務内容	実施状況等 (相談支援事業実態調査)
基幹相談支援センター	定めなし 《地活要綱例示》 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	<ul> <li>● 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)</li> <li>● 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務</li> <li>● 地域の相談支援従事者に対する相談、助言、指導その他の援助</li> <li>● (自立支援)協議会の運営への関与を通じた関係機関等の連携の緊密化</li> <li>※権利擁護・虐待防止(虐待防止センターの受託)</li> </ul>	■1,741市町村中 778市町村(R2.4)45% 873市町村(R3.4)50% 928市町村(R4.4)53% 973市町村(R5.4)56% 1,045市町村(R6.4)60% ※箇所数は1,309ヶ所(R6.4)
障害者相談支援事業 実施主体:市町村 →指定特定相談支援事業者、指 定一般相談支援事業者への委託 可	定めなし	<ul> <li>福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)</li> <li>社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)</li> <li>社会生活力を高めるための支援</li> <li>ピアカウンセリング</li> <li>権利擁護のために必要な援助</li> <li>専門機関の紹介</li> </ul>	■全部又は一部を委託 1,560市町村(90%) ■単独市町村で実施 1,056市町村(61%) ※全市町村が実施 (地域生活支援事業必須事業)
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員 (業務に支障なければ兼 務可)、管理者	<ul> <li>基本相談支援</li> <li>計画相談支援等</li> <li>・サービス利用支援、</li> <li>・継続サービス利用支援</li> <li>※機能強化型報酬を算定する場合は24時間対応及び困難事例への対応等を行う場合あり</li> </ul>	■ 10,563ヶ所 (R2.4) 23,729人 11,050ヶ所 (R3.4) 25,067人 11,472ヶ所 (R4.4) 26,028人 11,846ヵ所 (R5.4) 27,028人 12,324ヵ所 (R6.4) 28,661人 ※障害者相談支援事業受託事業所数 2,209ヶ所 (18%)
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援 従事者(兼務可)、うち1 以上は相談支援専門員、 管理者	<ul><li>基本相談支援</li><li>地域相談支援等</li><li>地域移行支援</li><li>地域定着支援</li></ul>	■ 3,551ヶ所 (R2.4) 3,543ヶ所 (R3.4) 3,671ヶ所 (R4.4) 3,861ヵ所 (R5.4) 3,837ヵ所 (R6.4)

## 障害者地域生活支援体制整備事業費(都道府県とのブロック会議等の開催)

令和 7 年度当初予算  $11_{ ext{BTAP}}$   $(11_{ ext{BTAP}})$   $_{*()}$   $_{\text{Notified Pipia}}$ 

#### 1 事業の目的

障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日から、<u>基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力</u> 義務となり、(自立支援)協議会についても、地域課題の抽出及びその解決を図る機能を促進するための改正が行われた。

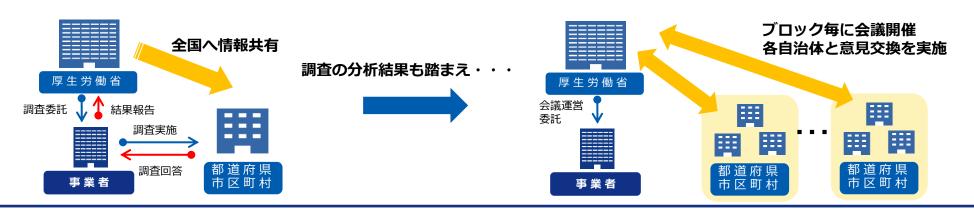
当該法改正を踏まえ、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針においても、基幹相談支援センター等の設置・整備等について盛り込まれたところであり、市町村における基幹相談支援センター等の全市町村における設置・整備及び協議会の効果的な運営に向けて、国が主導的な立場で各自治体に対して支援を図るもの。

### 2 事業の概要・スキーム

- ・ 国において、各自治体における相談支援の体制整備等の状況(基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の設置・整備 状況、(自立支援)協議会の運営状況等)について調査を実施し、現状及び課題について詳細に分析・把握。
- ・ 当該調査結果により把握した地域の体制整備の状況も踏まえ、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等をはじめとする地域の相談支援体制等の強化や(自立支援)協議会の効果的な運営のため、

国と自治体の間で意見交換等を実施するためのブロック会議や市町村との意見交換会等を開催する。

※ 令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定



#### 3 実施主体等

◆ 実施主体:国(民間事業者への委託可)

## 都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業 (アドバイザーによる基幹センター等の設置・機能強化促進モデル事業)

令和7年度当初予算 地域生活支援費等事業費補助金(地域生活支援促進事業) $32_{\mathrm{TDP}}$  ( $32_{\mathrm{TDP}}$ )  $_{\mathrm{*}}$  ()  $_{\mathrm{NotinegP}}$   $_{\mathrm{pg}}$ 

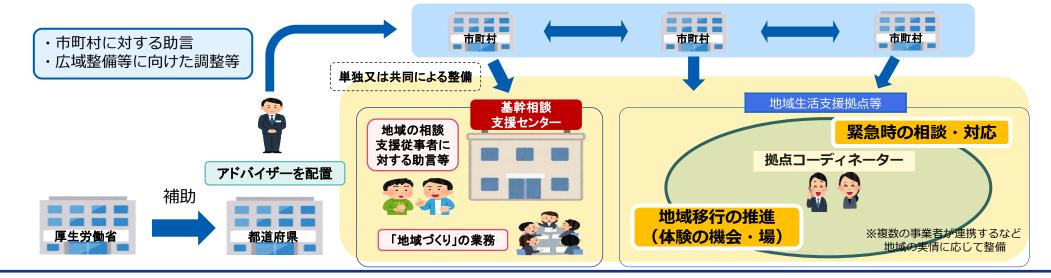
#### 1 事業の目的

※令和7年度は、福島県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、島根県、高知県、沖縄県が本事業を活用予定

- 障害者総合支援法の改正により、令和6年4月から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義 務となるが、整備市町村は6割程度にとどまっていることに加え、都道府県毎に整備状況のばらつきがある。
- 同法改正により、都道府県による市町村への広域的な支援の役割を明記したことを踏まえ、都道府県による市町村への基幹相談支援 センター等の設置・整備及び運営に係る広域的な支援を促進することにより、各自治体における基幹相談支援センター等の設置・整備 の促進を図る。

#### 2 事業の概要・スキーム

- ・ 都道府県にアドバイザーを設置し、市町村に対する基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備並びに 運営に関する助言や、広域での設置・整備に向けた調整等の支援を行う。
  - ※ 令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定(各年とも、基幹相談支援センター等の整備率が低い都道府県10件程度)



#### 3 実施主体等

◆ 実施主体:都道府県 ◆ 補助率:国1/2、都道府県1/2